

ですがと。ただ、「それが子の監護上必要かつ相

当なものとされるかどうかは、その社会の、時代の健全な常識により判断されるべきもの」であると。社会の常識によつて判断されるけれども、体罰は監護上必要だつたら一部入るんだという答弁がされてしまつてゐるんですね。

なつたということありますので、その件に関連して、民法八百二十二条の懲戒権における体罰の意味といふものを少し質問していきたいと思います。

務省大臣官房審議官石岡邦章君、法務省民事局長小野瀬厚君、法務省刑事局長小山太士君、法務省人権擁護局長高嶋智光君、法務省入国管理局長佐々木聖子君、外務省大臣官房参事官森野泰成君、文部科学省大臣官房審議官森晃憲君、厚生労働省大臣官房政策立案総括審議官土田浩史君、厚生労働省大臣官房審議官八神敦雄君、厚生労働省大臣官房審議官諷訪園健司君、厚生労働省大臣官房審議官山田雅彦君、農林水産省大臣官房審議官小野稔君、中小企業庁事業環境部長木村聰君及び観光庁審議官金井昭彦君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○葉梨委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○葉梨委員長 次に、お詫びいたします。
本日、最高裁判所事務総局総務局長田中育志君、人事局長堀田眞哉君、刑事局長安東章君及び家庭局長手嶋あさみ君から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○葉梨委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○葉梨委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。初鹿明博君。
○初鹿委員 おはようございます。立憲民主党の初鹿明博です。

○葉梨委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。初鹿明博君。
○初鹿委員 おはようございます。立憲民主党の初鹿明博です。

○葉梨委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

ついに今回、法律に体罰を禁止するということを書くというところで、これは相当に私は進歩したな、前進だなとは思いながらも、でも、やはり一方で、八百二十二条では懲戒権の中に体罰が含まれるんだというこの答弁が維持されている状態だと、これは見直しをするということとも言つておりますが、見直しされるまでの間、懲戒権の範囲に含まれる体罰が存在をしていて、懲戒権というものは親権者に認められている、でも児童虐待防止法では体罰をしらないをしながら質問させていただきました。

これはどういうことなんだろうというものの説明が非常につかないんじやないかと思うんです。

少しおさらいをしながら質問させていただきましたが、まずはお手元に資料をお配りをさせていたいたいことがあります。初鹿明博君。

黒くくつてあるところの真ん中よりちょっと左側なんですが、「この懲戒には体罰も場合によつては含まれるわけですが、」とはつきり言つてがとうございます。

まず最初に、今回、児童虐待防止法の改正に体

罰の禁止をするという規定を設けるということになつたということありますので、その件に関連して、民法八百二十二条の懲戒権における体罰の改正のときも、懲戒権の中に体罰を含むといふ、この答弁をやはり変える必要があるんじゃなかつて、いかという質問をさせていただきました。先般も質問主意書を出させていただいているところであります。その回答を見ると、ちょっと残念だなというような回答が返つてきてるんですね。

そもそも、この八百二十二条の問題というのは、児童虐待防止法が制定をされる当初からやはり問題になつてきて、ずっといままでに続いてきてるわけですね。

ついに今回、法律に体罰を禁止するということを書くというところで、これは相当に私は進歩したな、前進だなとは思いながらも、でも、やはり一方で、八百二十二条では懲戒権の中に体罰が含まれるんだというこの答弁が維持されている状態だと、これは見直しをするということとも言つておりますが、見直しされるまでの間、懲戒権の範囲に含まれる体罰が存在をしていて、懲戒権というものは親権者に認められている、でも児童虐待防止法では体罰をしらないをしながら質問させていただきました。

これはどういうことなんだろうというものの説明が非常につかないんじやないかと思うんです。

少しおさらいをしながら質問させていただきました。

黒くくつてあるところの真ん中よりちょっと左側なんですが、「この懲戒には体罰も場合によつては含まれるわけですが、」とはつきり言つてがとうございます。

まず最初に、今回、児童虐待防止法の改正に体

罰が他者に危害を加えたことから、親権者が子に反省を促すべく注意をしようとしたところ、子がこれに応じずその場を立ち去ろうとしたため、親権者が子の手をとつてこれを引きとめ、説教を継続する行為等は、その監護及び教育に必要な範囲内の懲戒に該当し得るものと考えられる。

若干これはおかしいんじゃないとかみんな思うと思うんですけど。子の手を引っ張ることが、これが懲戒の範囲だと言つてはいるんですけど、私は、私が聞いているのは体罰かどうかということを聞いているのに、体罰かどうかと答えていないんですね。ここがやはり、ちょっと皆さん方、法務省のごまかしじゃないかと思うんですよ。

有形力の行使が全て体罰だつたらこういうものも体罰なんだ、そういう説明をされるんですけど、國の法律では体罰ということを規定していないのは事実ですけれども、もう一枚資料をつけさせていただいておりますが、子どもの権利委員会が、これは二〇〇六年に出している体罰その他虐待又は品位を傷つける形態の罰から保護される子供の権利というところで、きちんと実は定義がされてるんですね、体罰について。

まず、まずはお手元に資料をお配りをさせていたいたいことがあります。初鹿明博君。

少しおさらいをしながら質問させていただきました。

黒くくつてあるところの真ん中よりちょっと左側なんですが、「この懲戒には体罰も場合によつては含まれるわけですが、」とはつきり言つてがとうございます。

まず最初に、今回、児童虐待防止法の改正に体

罰の禁止をするという規定を設けるということになつたということありますので、その件に関連して、民法八百二十二条の懲戒権における体罰の改正のときも、懲戒権の中に体罰を含むといふ、この答弁をやはり変える必要があるんじゃなかつて、いかという質問をさせていただきました。先般も質問主意書を出させていただいているところであります。その回答を見ると、ちょっと残念だなというような回答が返つてきてるんですね。

そもそも、この八百二十二条の問題というのは、児童虐待防止法が制定をされる当初からやはり問題になつてきて、ずっといままでに続いてるわけですね。

ついに今回、法律に体罰を禁止するということを書くというところで、これは相当に私は進歩したな、前進だなとは思いながらも、でも、やはり一方で、八百二十二条では懲戒権の中に体罰が含まれるんだというこの答弁が維持されている状態だと、これは新聞でも報じられましたけれども、最後に三枚目の紙に答弁の四というのがあるんですね。が、これは新聞でも報じられましたけれども、最後に三枚目の紙に答弁の四というのがあるんですね。が、ここではこういうことがお答えされているんですね。

子が他者に危害を加えたことから、親権者が子に反省を促すべく注意をしようとしたところ、子がこれに応じずその場を立ち去ろうとしたため、親権者が子の手をとつてこれを引きとめ、説教を継続する行為等は、その監護及び教育に必要な範囲内の懲戒に該当し得るものと考えられる。

若干これはおかしいんじゃないとかみんな思うと思うんですけど。子の手を引っ張ることが、これが懲戒の範囲だと言つてはいるんですけど、私は、私が聞いているのは体罰かどうかということを聞いているのに、体罰かどうかと答えていないんですね。ここがやはり、ちょっと皆さん方、法務省のごまかしじゃないかと思うんですよ。

有形力の行使が全て体罰だつたらこういうものも体罰なんだ、そういう説明をされるんですけど、國の法律では体罰ということを規定していないのは事実ですけれども、もう一枚資料をつけさせていただいておりますが、子どもの権利委員会が、これは二〇〇六年に出している体罰その他虐待又は品位を傷つける形態の罰から保護される子供の権利というところで、きちんと実は定義がされてるんですね、体罰について。

だから、私が言いたいのは、民法八百二十二条の懲戒権の中に体罰は一切含まないということを

まず、子供の利益になるような体罰というのはあるのかということですよ。質問主意書で私も指摘しましたが、確かに、たたいたりすれば、子供はそれに従うようになると思います。しかし、それは心から、悪いことをしたから従っているんじゃないくて、もう一回たたかれるのが嫌だから同じ行動をしなくなっているだけで、必ずしも教育的な効果があるとは言えないと思います。むしろ、暴力を振るつたりたりすれば相手が言うことを聞くということを、逆に、それによって自分が身をもつて学んでしまうことになる。

そうなると、自分が子供を育てるときと同じ行動を子供にとつたり、ほかの友達や何かとトラブルになったときに、相手に自分の言うことを聞かせたいために暴力を使うというように、教育上マイナスになることの方がはるかに大きいと思うんですよ。

そこで、改めて大臣伺いますが、この民法八百二十二条の懲戒権に体罰は一切含まれないといふように、これまでの答弁を撤回若しくは見直しをしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○山下国務大臣 お答えいたします。

まず、その点については、体罰をどのように定義するかというふうな問題なんだろうというふうに考えてています。

と申しますのは、委員御提出の質問主意書に対する答弁書にもありますように、有形力の行使が子の教育及び監護に必要な範囲内の懲戒に該当するかどうかは、その時代の健全な常識により判断されるべきものであるというふうに考えてているというの、これは一貫した立場でございます。

他方で、これまでの答弁においては、この体罰というものの定義が一定していないということを前提に、あらゆる有形力の行使が含まれるとするの、そういうものが体罰だという定義をするのであれば、そういうものも含まれ得るという、要するに有形力の行使でござりますね、そういうふうで、答えていくように思います。

他方で、今般、親権者による体罰を禁止する規定が盛り込まれた児童福祉法の改正法案が提出されています。そうした中において、厚生労働省において、体罰の禁止や体罰禁止に関する考え方を国民にわかりやすく説明するためのガイドライン等の作成をしたいと考えて、その旨の答弁がなされております。

法務省としては、まず、そういう体罰の定義、これを厚生労働省と検討しながら、場合によつては、先ほど委員から御指摘がありました児童の権利委員会のこの解説等も参考にしながら検討してまいります。その上で、体罰の定義が固まりましたら、それに従つて検討してまいりたいと考えています。

○初鹿委員 ちよつと順番が逆のような気もするんですね。だって、法律にもう規定をするわけではありません。だつて、法律に書かれた時点で定まつていいといけないと思いますので、少なくとも施行するまでの間にはきちんと決めていく必要がある。

その上で、先ほど子どもの権利委員会の見解を示したとおり、有形力の行使であつても、体罰ではない有形力の行使というものもあるわけですよ。例えば、子供が走り出して車にひかれそうになつたのを保護するために力強く引つ張り込む、これを体罰かといつたら、体罰じゃないと誰もが思うわけで、有形力の行使が全て体罰だということは子どもの権利委員会も言つていいわけで、そこはやはり切り分けなければいけないと思うんですよ。

今まで法務省は、なぜかそこが、有形力の行使は全部体罰だから、体罰も一部含まれるかもしれないみたいなことを言い続けてきていて、そこが間違っていたんだと思いますので、そこはきちんと冷た過ぎるんじゃないのかなということです。対応が雑というか、冷た過ぎるんじゃないのか。

これは、単に救急隊と会わせていましたが、家族がもう一度、これは午前中に面会をしていて、午後に医師の診察をさせるからと zwarして、一回家族は帰つているんですよね。帰つていて

定が盛り込まれた児童福祉法の改正法案が提出されますが、この見直し、検討には、八百二十二条自体を削除することも含めて検討されるという理解でよろしいんでしょうか。

○山下国務大臣 お答えいたします。

民法第八百二十二条の懲戒権の規定のあり方については、これは家族のあり方にもかかわり、国民の間でもさまざまな議論があることから、法務省としては、国会における今後の議論等をも踏まえ、速やかに必要な検討を行つてまいりたいと考えております。

そして、八百二十二条については、平成二十三年民法改正に向けた議論の際にも、この規定を削除すべきであるとの意見もございました。こういった意見も含めて、さまざまな選択肢を視野に検討がされることになるものと認識しております。

次は、最近の東京入管における収容者に対する対応について、何点か指摘をさせていただきながら質問をさせていただきます。

この委員会でも取り上げられましたが、三月十二日の日に、救急車を家族若しくは支援者の方々が呼んだところを、東京入管の職員が本人に会わせることもなく救急隊を二回追い返す、そういう問題があつたということです。

この問題ですけれども、一言で言つて、ちょっと冷た過ぎるんじゃないのかなということです。対応が雑というか、冷た過ぎるんじゃないのかな

たら、その後、その収容されている本人から奥さんとの間に電話があつて、ちゃんと診てくれないし、もうあしたにも死んじやうかもしないみたいことを言うから、慌ててまた入管に戻つて、そのときにいろいろな支援者に連絡をして、何十人という人がそこに集まつている、そういう状態で救急車が一回呼ばれて帰されて、それでまた夜中にもう一回呼ぶということになつたということですね。

普通の事態じゃないわけですよ。そういうことになつて大騒ぎになつてゐるんだから、せめて、家族が本人と面会をするようなことをしていれば、ここまでにならなかつたんじゃないかと思うんですよ。

やはり、こういう異常な事態のときに、毎回やれとは言いませんよ、異常な事態になつているときはそういう丁寧な対応が必要じゃないかと私は思ふんですけども、大臣、この話を聞いて、一連の対応を聞いて、適切だったと思いますか。いかがですか。

○山下国務大臣 まず、個別の事案につきましては、お答えは差し控えたいと思います。

ただ、一般論として申し上げれば、今の御指摘

については、受け付け時間として定められた時間

以外の時間帯における面会というのは、これはや

はり体制の面においても、あるいはほかの被収容者に対する処遇の面においても保安上の支障があ

るということは、これは否定できないところでございまして、すべからく許可するといった運用を行ふことは困難であります。

一般論でございますけれども、体調不良を訴え

た場合に、日中に所在する医師の診断において異

常がないとされ、その後、例えは医師あるいは看

護師の判断において体調に変化がないというふう

な場合において、そういう特別に時間外に面会

させることの必要性が特段認められない場合に

も、要請があるからといって家族の面会を認める

ということは、なかなか現実的に困難ではないか

また、救急車につきましても、例えば誰が呼んだのかということ、そのときの病状を、例えば客観的にそこの施設にいる医療関係者の判断であるとか、そういうことを踏まえて考えることは必要であろうとも思つております。

さらに、一般論でありますと、こういった体調不良を訴えた場合において、例えば翌日以降、また必要があれば外部の病院に連行して各種検査を受けさせるといった取扱いもしているというふうに承知しておりますので、そういうことで、収容者の体調については万全を図つておりますし、そうしたことを踏まえて、例外的な取扱いということについてすべからく感じることができないということをぜひ御理解賜りたいと考えます。

○初鹿委員 私も、毎回毎回やれと言つてゐるわけじゃなくて、やはり、何か五、六十人集まつちやつているような状態になつたということです。それで余計入管の方はかたくなになつてしまつたのかもしれませんけれども、せめて救急隊員だけが本人の状態を確認するように、救急隊員だけでも本人を診るとか、そういうことぐらいはする必要があつたんじやないかなと思います。

佐々木参考人、看護師が昨晩泊まつておりますたと答弁しているんですけれども、これは看護師じゃないですね、准看護師ですよね。そこは間違いであつたということです。

○佐々木政府参考人 私ども職員の中に准看護師

私が聞き取つてつくりました。

○初鹿委員 結構、人によつてアレルギーだとか

かがでしようか。

○佐々木政府参考人 今御指摘の物品購入でござりますけれども、東日本センターと東京入管とは物品の販売業者が異なることもございまして、御指摘のよ

りからシヨツピングリストにみそ汁が追加され、値段は二百四円で十食入りだ、給食に牛肉と豚肉は使用されていません。つまり、二月一日から、今まで出ていたみそ汁としようゆがなくなつて、欲しかつたら商店で買えということに変わりました。

牛肉と豚肉は宗教上食べられない方々もいると、肉、牛肉は出しませんというふうに変わつたといふことで、これに對して収容者の中からは、非常に食事が質が下がつた、それで、兵糧攻めをしようと食事を行つて、今まで御飯とみそ汁とサランチを食べに行つて、それが対応としていいんでしようか。ちょっととやはり下がつたと思われるんじゃないんでしょうか。

○佐々木政府参考人 東京入国管理局におきましては、処遇環境の改善の一環として給食の質の向上を図つております。契約している給食業者と定期的に協議を行つております。

今回、今御指摘の、二月一日に給食の内容を見直しまして、しようゆやみそ汁を支給しないようにして理由でございますけれども、アレルギーや宗教により一層配慮をしようとしたためでございました。

○初鹿委員 それから、あともう一つ問題なのは、売店で買えるようにしてあるんですけども、東京入管と牛久で、売店で売つてあるものが、東京入管の方が圧倒的に少ないそななんですね。それで、差し入れも、東京入管はなかなか認めてくれないということなんですよ。

牛久と比べて商品数が半分近くしかないということもちょっとと改めていただきたいなと思いますので、今後の検討としてお願ひをいたします。

牛久で認められていないので、これもちょっとと、品数をふやして、差し入れを認めるようなことが、これまで支給を中止したという報告を受けていま

う、かなり細かいことをやつておられるということなんですが、一律しようゆとみそ汁をなくすというのは、私はどうなのかなと思うんですよ。

そもそも、調理にはしようゆを使っていて、火にかけてアルコール分が飛ぶからいいんだみたいことを言つているんですけど、これは多分、イスラム教の方々からするとそれでもだめだというこ

となるので、それ自体も何か適切ではないんじゃないかと思うんですね。

みそ汁がなくなつたかわりにお茶を出しているというんですよ。お茶にかわつたからいいんだ違うという説明を受けたんですけども、大臣、ランチを食べに行って、今まで御飯とみそ汁とサラダがついていたのが、次のときに行つたら御飯とサラダとお茶に変わついたら、やはり、ちょっとこの店、何かサービスを下げたなと思いませんか。みそ汁がお茶にかわつたんですよ。普通、みそ汁はやはりおかずの一つであつて、お茶はお茶ですよ。だから、やはり遇遭されている収容者の方からすれば、これはちょっと質を落とされたな

と思うと思いませんか。大臣、思いますよね。

○山下国務大臣 先ほど局長から答弁したところから、もう一つ御指摘いただきました差し入れの件でございますが、東京入国管理局では、同局において被収容者に物品販売を行つてある食品の差し入れは認めておらないと承知しています。これは、実は、東京入国管理局は

東センターと比べまして入出所者及び被収容者数が非常に多くなつてございまして、これで同局において被収容者に物品販売を行つてある業者を介した食品の差し入れを認めおらないと承認しておきます。

○佐々木政府参考人 東京入国管理局の体制がどれないので、これを認めていないものと承知をしております。

○初鹿委員 それから、あともう一つ問題なのは、売店で買えるようにしてあるんですけども、東京入管と牛久で、売店で売つてあるものが、東京入管の方が圧倒的に少ないそななんですね。それで、差し入れも、東京入管はなかなか認めてくれないということなんですよ。

牛久と比べて商品数が半分近くしかないということもちょっとと改めていただきたいなと思いますので、今後の検討としてお願ひをいたします。

次、写真を一枚つけさせていただいたんです

といふことです、これは、入管に掲示されていたものを収容者から聞き取った支援者の方から、更に

今後も引き続き、官給食を含めた処遇環境の改善が図られるように努めてまいります。

題になつたというか問題になつた写真なんですね。

これは、高齢の病院に、被収容者が病院にかかるために連れていかれたところの写真なんですね。

が、明らかに腰ひもがついて、前は手錠で、手を結わかれている状態で、横に入管の職員が、明らかにそういう職員だとわかるような格好で、連れていかれている。

その後、職員が制服を着て連れていくといふことはやめるようになつて、私服になつていてるといふことなんですね。また、手についても、前の手は洋服で隠すようになつた。ここまでは改善をしていただいたので、私もよかつたなと思つてはいるんですが、ただ、腰ひもがいつも見える状態で連れていかれるので、収容者の方々からすると、本当にすごくそれがつらいと言つてはいるんですね。

確かに、逃亡の防止だとそういうことから、何らかの逃げないような措置というのは必要だとは思ひながらも、やはりあからさまに、何かした人だなというのが周りからわかるようになる必要があるんじやないかと思うんですよ。

ですので、改めて、この腰ひもについても周りから見えないように改善をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。○佐々木政府参考人 御指摘のように、病院運行等の際の戒具の使用につきましては、私ども現場におきましても工夫を重ねてしているところでございります。

今御指摘をいただきましたように、連行時に、まず、腰繩として捕縄を使用する場合には、そのひもが隠れる専用の上衣、ポケットつきのジャンパーのようなものでございますけれども、ポケットに入れているように見えるような形での道具の使用など、護送に支障を来さない範囲内でも捕縄を短く把持するというようなことなど、人目に触れにくい状態で使用しております。

さらに、病院施設内の動線につきましても、で

でございます。

引き続き、人権に配慮した処遇に努めてまいります。

○初鹿委員 ゼひ、収容されている方が本当に、意地悪されているなとか嫌がらせされているなみに思われないような対応の仕方をしてもらいたいと思うんですね。

時間がなくなってきたので質問を飛ばして、一枚、最後につけた資料なんですが、東京人管の収容者数、どれくらいの期間収容されているかというのを表にしてまとめてみたんです。

ですが、そうすると、やはりだんだん長期化しているんですね。一年以上の人ほどどんどんふえていて、二年六ヶ月から三年未満なんという人までも出てきているというように、だんだん長期化している。

やはり、この最大の理由は難民申請の問題じゃないかと思うんですね。退去強制令書が出て

いるんですね。一年以上の人がどんどんふえていて、二年六ヶ月から三年未満なんという人までも出てきているというように、だんだん長期化している。

ですが、そうすると、やはりだんだん長期化しているんですね。一年以上の人がどんどんふえていて、二年六ヶ月から三年未満なんという人までも出てきているというように、だんだん長期化している。

も出でてきているというように、だんだん長期化している。

いや、難民申請をして、そして収容されている、却下されてもまた出すという、この繰り返しがされていて、多分いつまでたつてもこれは終わらないんじゃないかな。

そこで、私からちょっと前向きな提案をさせていただきますが、ぜひ大臣、真剣に検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○佐々木政府参考人 御指摘のように、病院運行等の際の戒具の使用につきましては、私ども現場におきましても工夫を重ねてしているところでございります。

今御指摘をいただきましたように、連行時に、

難民申請の方、いろいろな状態の方がいると思ひます。仮放免になつてている人もいれば収容されている人もいるし、オーバーステイの状態になつちゃっている人もいれば、特定活動として働くことがあります。だから、全てにうまく

いかない人がいるんですが、だから、このまま

いいかどうかはわかりませんけれども、このまま繰り返しで、ずっと収容し続けて、終わりがい

つまでもなくて何年も収容し続けて、世界からはひどいことをしているという批判をされるようになるわけですから……

○葉梨委員長 質問時間が経過していますので、まとめて質問してください。

○初鹿委員 これを解決するためには、ぜひ特定技能の試験をこの難民申請中の方でもできるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

が、東京人管の収容者数、どれくらいの期間収容されているかというのを表にしてまとめてみたんです。

ですが、そうすると、やはりだんだん長期化しているんですね。一年以上の人がどんどんふえていて、二年六ヶ月から三年未満なんという人までも出てきているというように、だんだん長期化している。

やはり、この最大の理由は難民申請の問題じゃないかと思うんですね。退去強制令書が出て

いるんですね。一年以上の人がどんどんふえていて、二年六ヶ月から三年未満なんという人までも出てきているというように、だんだん長期化している。

ですが、そうすると、やはりだんだん長期化しているんですね。一年以上の人がどんどんふえていて、二年六ヶ月から三年未満なんという人までも出てきているというように、だんだん長期化している。

も出でてきているというように、だんだん長期化している。

いや、難民申請をして、そして収容されている、却下されてもまた出すという、この繰り返しがされていて、多分いつまでたつてもこれは終わらないんじゃないかな。

そこで、私からちょっと前向きな提案をさせていただきますが、ぜひ大臣、真剣に検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○佐々木政府参考人 御指摘のように、病院運行等の際の戒具の使用につきましては、私ども現場におきましても工夫を重ねてしているところでございります。

今御指摘をいただきましたように、連行時に、

難民申請の方、いろいろな状態の方がいると思ひます。仮放免になつてている人もいれば収容さ

れていている人もいるし、オーバーステイの状態になつちゃっている人もいれば、特定活動として働く

ことがあります。だから、全てにうまくいかない人がいるんですが、だから、このまま

ラートが出るページのURLを書き込んだという

ことで、兵庫県警が不正指令電磁的記録供用未遂の疑いで十三歳の女子中学生と男性二人の自宅を家宅捜索した、そういった報道がありました。そ

れで、聞いたところによると、この二人の男性については送検もされているということです。どういったURLのリンクを張ったのかといいますと、お配りした資料一をごらんください。こ

ちらですね。

リンクをクリックすると、ポップアップが表示されます。どんなポップアップかというと、こちらの資料一にありますように、「何回閉じても無駄ですよ」「ブギヤー!」と書かれたポップアップです。このポップアップ、オーケーのボタンであるとか、閉じる、これを押しても閉じないんです。こちらはJavaスクリプトを使って警告ダ

スが表示されることが多いです。これが認めてるということに関しても、これは慎重な検討が必要と考えておるところでございますが、ちょうど、難民認定申請を繰り返す被退去強制者にそれを認めるということに関し

ましては、これは慎重な検討が必要と考えておるところでございますが、ちょうど、難民認定申請を繰り返す被退去強制者にそれを認めるということに関し

ます。こちらはJavaスクリプトを使つて警告ダ

スが表示されることが多いです。これが認めてる

ところでございますが、これは慎重な検討が必要と考えておるところでございます。

○葉梨委員長 初鹿君、まとめてください。

○初鹿委員 ゼひ長期収容がおさまるような方法を少し検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○葉梨委員長 初鹿君、まとめてください。

○松平委員 どうもおはようございます。立憲民主党的の松平浩一です。

本日は、この間の三月四日、兵庫県警による無限アラート事件と呼ばれている事件がございました、こちらはプラクラ事件というふうにも呼ばれています。

議論の前提として、この無限アラート事件について私の方から簡単に御説明させていただきま

だけ。その行為が今回問題とされているわけです。

今ちょっとお話ししたような性質を考慮しますと、今回の行為というものが果たして、刑事罰、しかも懲役三年まで法定刑されている、そういう不正指令電磁的記録供用罪に当たるのか、家宅捜索までされるのか、結構疑問なわけです。

今私が申し上げた兵庫県警の無限アラート事件の事実関係、警察として認識されているところ、いかがでございましょうか。

○小田部政府参考人 お尋ねの事案につきましては、兵庫県警察におきまして不正指令電磁的記録供用未遂事件として捜査していたところ、所要の捜査の結果、触法事案と判明した一件につきまして児童相談所に通告を行い、また、成人による事件と判明した二件につきましては検察庁に送致したものと承知しております。

○松平委員 そういうことなんですね。

この事件に対するSNS、ネット上の反応、やはり結構祭りになつていまして、これは著名な方も発言されていらっしゃいますけれども、それも含めて紹介しますと、ほとんど実害がないにもかかわらず犯罪扱いするのはおかしい、もつと悪質なページは山ほどある、こんなのはネット犯罪じゃない、実物見たらわかるよ、これで補導されるとか本当に意味わからない、必要であれば証人として立ちます、そういう話、いろいろあります。ネット上の多くの人が、この事案が犯罪なのか、摘発までするのかという点を疑問に思つております。

○小田部政府参考人 お尋ねにつきまして、個別

トなんですかとも、それでは、今お話ししたような、この事件に対する意見というものが非常にうな、この事件に対する意見というものが非常に

エガティブな反応が多いということをぜひ参考にしていただきたいと思っています。

今私は申し上げた件では犯罪とみなされます、じゃ、みんなで犯罪本では犯罪とみなされます、じゃ、みんなで犯罪者になり逮捕されましよう、そういったプロジェクトです。

それから、兵庫県警に対して情報公開請求をしている動きもあるようですが、情報公開を請求している文書、これはどういったものかというと、兵庫県警において不正指令電磁的記録に関する罪に基づく取締りその他運用を行うに当たり、どのような内容をもつて犯罪行為とするか、そういった構成要件を記載した文書、この文書について情報公開請求がなされています。

この情報公開請求について、警察庁として把握

されていますでしょか。もし把握されているとしたら、なぜこのような情報公開請求がされるに至つたのか、背景など、お考えをお聞かせいただければと思います。

○小田部政府参考人 個別の情報公開請求の理由や背景につきましては、警察庁としてコメントする立場にはなく、お答えは差し控えさせていただきたいと思います。

なお、警察庁といたしましては、不正指令電磁的記録に関する罪につきまして、都道府県警察において適切な捜査が行われるよう指導を行つてまいりたいと考えております。

○松平委員 コメントする立場にないとおっしゃられました。

では、私が、この情報公開請求がなされた理由と、いうものをかわりに言います。一言、逮捕されたくないからなんですね。やはり、逮捕され、萎縮しながら開発を行いたくない。だから、違法と適法の線引きを知りたいんです。恣意的に運

用されて逮捕されではたまらないことなんですね。

この不正指令電磁的記録供用罪について、構成要件が不明確ではないかという点、これは私、先日、三月八日の法務委員会でコインハイブ事件を取り上げましたときにも質疑させていただきました。そのときに、政府参考人、構成要件の不正な指令の解釈について、こうおっしゃっていました。その機能を踏まえ、社会的に許容し得るものであるか否かという観点から判断すると。

クリックすると、これは皆さんちょっと想像していただきたいんですが、懸賞に当せんしましたとか、怪しいページが立ち上がるものがあると思うとか、怪しいページが立ち上がるものがあると思います。アダルトサイトとかの架空請求の画面でなかなか閉じないと、ちょっと迷惑な経験どちらも皆さんあるんじゃないかなと思います。(発言する者あり)ないですか。まあ、ある方もいるんじゃないかなと思います。

今回はそういうものじゃなくて、昔からや

られている、単なるいたずらんですね。いたずらって、先ほどの不正な指令のところなんですが、不正なのですかと。これは社会的に許容されているものじゃないかなと思っていました。いたずらが許容されていないと、ぎすぎすした社会になつちやいますよ。寛容な社会であつてほしいなというふうに思います。

この話、今ネット上で、ポップアップ広告、至るところで行われていると思います。そのポップアップ広告が、どこまで大丈夫なのか、どこまでコンピュータウイルス罪に当たらないのか当たるのかという点とも関連してくると思います。

これは、念のために御説明させていただきますと、ポップアップ広告というのは、我々があるウエブサイトにアクセスしたら、自動的にウインドーが立ち上がりつて広告が表示されるというものです。今、このポップアップ広告、広告の一手法として本当に一般的なものになっています。

ただ、よく考えると、このポップアップ広告、広告の運営には、パソコン利用者の意思に反して動作さ

れているものなんです。ポップアップ広告が出てきて、皆さん、邪魔邪魔、見たいものが見られないからなんですね。やはり、逮捕されたくないからなんですね。やはり、逮捕され、萎縮しながら開発を行いたくない。だから、違法と適法の線引きを知りたいんです。恣意的に運

電磁的記録供用罪です。

ただ、これはもう今さら取り締まれないんです。もうこれは一般的になつていますから、だから取り締まつてない。もう逮捕者だらけになつてしまします。

しかし、ちょっとよく考えてもらいたいのは、このポップアップ広告というのも、最初は、誰のが一番最初に始めたときがあつた。そのときはほかの誰もされていなかつた。だから、最初にされたときは一般的じゃなかつたわけです。つまり、社会的に許容されていなかつたわけです。そういう意味でいうと、このポップアップ広告に限らず、どのサービスも最初は一般的じゃないわけですね。

だから、やはり社会的に許容されているかどうかなんというのは、これだけ危ういものだというふうに思います。

ことしの一月、グーグルが、ありがたいことに、クロームのブラウザで広告ブロックをすると発表しました。ベター・アズ・スタンダードという、業界団体がアメリカにありまして、その基準に基づいて広告ブロックをするということのようですね。

これはブロックする広告の種類が載つているものなんですね。ちょっと資料二として御用意させていただきました。裏をごらんください。

かと思います。

もう一度言わせてもらつて、社会的に許容されているかどうかなんて危ういものだと思うんです。今ちょっとと長々と問題にさせていただいている

不正指令電磁的記録供用罪、こちらについて、法務省さんホームページでこう明言されています。「不正指令電磁的記録に関する罪は、いわゆるコンピュータ・ウイルスの作成、供用等を处罚対象とするものである」、そういうふうに明言されています。

つまり、不正指令電磁的記録供用罪って、もう長たらしくて何がよくわからない、だから、コンピューター・ウイルスの作成、供用を处罚する、いわゆるコンピューター・ウイルス罪なんだよというふうに言つていらっしゃるものなんだと思います。だから、普通の人、一般人は、コンピューターウィルスをつくつたり供用したりすると犯罪なんだというふうに理解すると思うんです。では、コンピューター・ウイルスというのは何なんでしょうか。

法務省が出している、コンピューター・ウイルス

罪についてという文書があります。これは資料三として出させていただきました。こういった文書ですね。

最初の丸のところ、こちらを読ませていただきたいのですが、いわゆるコンピューター・ウイルスにはさまざまなものがあるが、他のログラムに寄生して自己の複製を作成し感染する形態のものに限らず、一般に、トロイの木馬、ちょっと括弧内は長いので省略します、ワーム、それからスパイエアなどと呼ばれるものであつても、前記のように定義される不正指令電磁的記録に当たるのであれば、対象となり得ると。そういうコンピューター・ウイルスに関する解説がなされています。この文書を見ると、コンピューター・ウイルスは、他のプログラムに寄生して感染するようなものは、それに限られないとして、トロイの木馬、

ワームとかスパイエアが例として挙げられています。

ままでので、そういつた害のありそうなものを一般人は想定するのが通常なんじゃないかな?と思いません。だとしたら、今回の害のない単なるジョークプログラムです。コンピューター・ウイルスには該当しないと思うんです。その点、いかがかな

と。コンピューター・ウイルスについて法務省として定義されているところというのはあるんでしようか。ちょっとと質問通告から一つ飛ばさせていただ

か。ちよつと質問通告から一つ飛ばさせていただ

いています。お聞きしたいと思います。

○小山政府参考人 お答えを申し上げます。

まず、具体的な事例を御指摘されました、犯罪の成否は捜査機関により収集された証拠に基づき個別に判断されるべき事柄でございまして、この点についてはお答えをしかねるところでござります。

その上で、一般論として申し上げますが、不正指令電磁的記録に関する罪は、一般にコンピューターウィルスと呼ばれるものを対象としたしまして、条文上の要件は、対象として、人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿つべき動作を

させず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録などと規定されて

いるところでございます。

したがつて、条文上、コンピューター・ウイルス

の定義規定は置かれておりませんが、そもそも、

不正指令電磁的記録に関する罪の成立する範囲

は、先ほど申し上げました條文の要件に該当する

が例外的に含まれるのを处罚対象から除外する趣

旨であるところでございまして、指令が不正なも

のであるか否かは、そのプログラムの機能を踏まえまして、社会的に許容し得るものであるか否か

御指摘ございましたが、社会的に許容し得るもの

がやはり、定義は一般的に近いものだと思つて

いるんです。

ですので、今回の、すぐに消せるような、害のない、いたずらのプログラムをコンピューター・ウ

イルス罪で摘発したいのであれば、このコンピューター・プログラムを、害のない、いたずらの

プログラムが入るような定義を示してもらわないと

スの定義はあるのかという点についてちょっとお聞きしたかつたんだですが、いかがでしょうか。

○小山政府参考人 お答え申し上げます。

条文上、コンピューター・ウイルスの定義という形で定義が置かれているわけではございません。

○松平委員 そうなると、恐らく、先ほどの資料三、この書き方が余りよくないのかなというふうに思つんですね。並んでいる、今話した例が、これは害のあるものばかりなんですよ、スパイエアとかトロイの木馬とか。なので、これは勘違い

させる要因になつてゐると思うんですね。アとかトロイの木馬とか。なので、これは勘違い

されています。お聞きしたいと思います。

○小山政府参考人 お答えを申し上げます。

まず、具体的な事例を御指摘されました、犯罪の成否は捜査機関により収集された証拠に基づき個別に判断されるべき事柄でございまして、この点についてはお答えをしかねるところでござります。

その上で、一般論として申し上げますが、不正指令電磁的記録に関する罪は、一般にコンピューターウィルスと呼ばれるものを対象としたしまして、条文上の要件は、対象として、人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿つべき動作を

させず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録などと規定されて

いるところでございます。

したがつて、条文上、コンピューター・ウイルス

の定義規定は置かれておりませんが、そもそも、

不正指令電磁的記録に関する罪の成立する範囲

は、先ほど申し上げました條文の要件に該当する

が例外的に含まれるのを处罚対象から除外する趣

旨であるところでございまして、指令が不正なも

のであるか否かは、そのプログラムの機能を踏ま

えまして、社会的に許容し得るものであるか否か

御指摘ございましたが、社会的に許容し得るもの

がやはり、定義は一般的に近いものだと思つて

いるんです。

ですので、今回の、すぐに消せるような、害のない、いたずらの

プログラムをコンピューター・ウ

イルス罪で摘発したいのであれば、このコン

ピューター・プログラムを、害のない、いたずらの

プログラムが入るような定義を示してもらわないと

と、これは誤解を生じると思うんです。

今回、これは刑法なんですね。業法とかじやないんです。なので、やはり罪刑法定主義というところをきちんとやつてもらいたいと思つています。

今お話をさせていただいた、社会的に許容されないという解釈でこのような事態となつてしまつてゐる現状、それから、今お話をしたコンピューターウィルスの定義についての部分。実際に、今回のような、無限アラートの事案のようなことが現に起つてしまつてゐるのは、これはやはり、コンピューター・ウイルス罪というものが不明確であります。あるということに全て起因しているというふうに思つていています。

大臣、今までの話を踏まえて、いかがでしようか。

○山下国務大臣 まず、経産省ホームページによる定義に関しましては、所管外ということで、明確なお答えは差し控えさせていただきたいんですが、これは最終改定を見ると平成十二年の十二月二十八日なんですね。

この不正指令電磁的記録作成罪は、これは、この後、条約が締結された歐州評議会サイバー犯罪対策条約を受け、平成二十三年の改正で成立しましたものではないかということございますので、その点から、この経産省ホームページがもし平成十二年以降改定されていないのであれば、そういったことからそこが生じているのではないかといふことを推察いたしますが、ただ、ちょっとこれには所管外でござりますので、経産省がこういうふうに定義している意図、こういったものを出している意図は、若干、申し上げられないところでござります。

コンピューター・ウイルスという形ではこれは定義しておらないんですけど、刑法においては、不正指令電磁的記録という形でこれは定義がありまして、それにつきましては先ほど局長が申し上げたとおりでござります。

こうしたことについて、これらの構成要件の明

確性からすると、これは一般人であればその意義を十分理解し得るものであろうというふうに考えております。

これに関して害を求めるかどうかということに関しまして、意図に反する動作をさせるようなものであれば、やはりこれはこの不正指令電磁的記録ということに当たるのであろうということは一般人において判断可能であると思いますので、ちょっと御指摘のところとは見解を異にするとうところでございます。

○松平委員 今回の事件、これは運用の問題もあると思います。仮に今回の事件が、サイバー犯罪への知見がないから行き過ぎが生じてしまった、こういったことはあってはならないことだと思いますし、さすがに私もそうではないと信じたいと思っています。

ただ、その観点からいうと、やはり知りたいのは、現場の方のサイバー犯罪への知見向上のため、そのためどのような取組をしているのかということです。

○葉梨委員長 警察署高木サイバーセキュリティ・情報化審議官、質疑時間が終了していますので、簡潔にお願いします。

○高木政府参考人 警察では、例えば、民間のIT技術者をサイバー犯罪捜査官等として中途採用しているほか、警察大学校等の研修施設における専従捜査員の育成、民間事業者が実施する講習への参加、情報通信部門と捜査部門の連携の強化等の取組を推進しているところでございます。

○松平委員 ありがとうございます。

ほかにも、法務省、検察と、あと裁判所についても知見の向上についてお聞きしたかったんですが、ちょっとと申しますが、ちよつと申しますが、やはり現場の方の知見というものが、解釈、運用に当たって大変重要なことがありますので、その点、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

私の質問はこれで以上になります。どうもあり

がどうございました。

○葉梨委員長 以上で松平浩一君の質疑は終りました。

次に、松田功君。

○松田委員 おはようございます。立憲民主党・無所属フォーラムの松田功でございます。

きょうは、部落解放、部落差別解消推進法のまた第六条関連について、取組について御質問をさせていただきたいと思います。

二〇一六年の十二月に、部落差別解消推進法が制定されました。これによつて全国で取組も進められていることあります。部落差別解消推進

法制定後、法務省として、全国の自治体に過去の人権問題に関する調査について照会を行うとともに、人権教育啓発推進センターに委託して、有識者会議を設置し、実態調査を進められております。

その中において、有識者会議の検討結果、実施すべきとされた調査内容、四つほどござります

が、一つは、法務省の人権擁護機関が把握する差別事例の調査、二つ目が、地方公共団体、教育委員会も含みますが、把握する差別事例の調査、三番目に、インターネット上の部落差別の実態にかかる調査、四番目に、一般国民に対する意識調査です。

順次作業を進め、準備の整つたものから着手をされていくというふうに思つておりますが、この四項目の進捗状況についてお答えをいただきました

かわる調査、四番目に、一般国民に対する意識調査です。

順次作業を進め、準備の整つたものから着手をされていくというふうに思つておりますが、この四項目の進捗状況についてお答えをいただきました

かわる調査、四番目に、一般国民に対する意識調査です。

順次作業を進め、準備の整つたものから着手をされていくというふうに思つておりますが、この四項目の進捗状況についてお答えをいただきました

かわる調査、四番目に、一般国民に対する意識調査です。

順次作業を進め、準備の整つたものから着手をされていくというふうに思つておりますが、この四項目の進捗状況についてお答えをいただきました

かわる調査、四番目に、一般国民に対する意識調査です。

おり、四項目について調査を実施すべきとされたところです。

その御質問の進捗状況であります。調査結果への影響を避けたいと思いますので、詳細につい

てはお答えを差し控えたいというふうに思います。が、最初の三つの調査事項、すなわち、法務省の

人権擁護機関が把握する差別事例の調査、それから地方公共団体及び教育委員会が把握する差別事

例の調査、さらに三つ目のインターネット上の部

落差別の実態に係る調査については、既にもう調査に着手して、所要の作業を進めているところでございます。

それから、最後、四つ目の一般国民に対する意識調査につきましては、これは三十一年度予算でお願いしているところでございますので、その成

立後に実施して、三十一年度中に終わらすことを予定しております。

以上でございます。

○松田委員 最初の三つがもう着手をしていると

いうことがあります。

○高嶋政府参考人 お答えいたします。

順次作業を進め、準備の整つたものから着手をされていくというふうに思つておりますが、この四項目の進捗状況についてお答えをいただきました

かわる調査、四番目に、一般国民に対する意識調査です。

順次作業を進め、準備の整つたものから着手をされていくというふうに思つておりますが、この四項目の進捗状況についてお答えをいただきました

かわる調査、四番目に、一般国民に対する意識調査です。

順次作業を進め、準備の整つたものから着手をされていくというふうに思つておりますが、この四項目の進捗状況についてお答えをいただきました

○高嶋政府参考人 お答えいたしました。

四つ目の一般国民に対する意識調査の件でござりますが、本件に係る参議院附帯決議の趣旨を踏

まえまして、当該調査によつて新たな差別を生むことがないよう留意しつつ、かつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等については慎重に検討し、実施することとしております。

御質問の意識調査のサンプル数ですが、これは一万人口としております。回答をお願いする相手方の数が一万人でございます。

それから、調査方法については、原則として、調査員が調査対象者に対して調査の趣旨等を口頭で説明の上、調査票を配付し、後日回答を回収するという手法を予定しております。

また、調査の実施時期につきましては、先ほど答弁させていただきましたように、三十一年度中を考えております。

以上でございます。

○松田委員 一番の相談窓口となる地方公共団体とは、やはり連携を多く図つていただくといふことが大きくなつていくと思います。また、一般国民に対する意識調査の結果について情報を共有し、また、国だけの調査であればサンプル数も限られているため、地方公共団体とも調査項目を共有するなどして調査の精度をぜひ上げていく方向を進めていただければというふうに思つておりますので、よろしくお願ひいたします。

統計として、インターネット上の部落差別情報に対する対応策についてお伺いをさせていただきたく思います。

インターネットを介した人権侵犯事件は、近年、高い水準で推移をとれており、差別や社会的排除につながるメッセージ、情報が多く拡散されており、また、これは大変な問題であり、深刻な状況であることが言われております。インターネットを利用して不特定多数の人々

に対する調査研究を人権教育啓発推進センターに委託し、同センターにおいて、有識者会議を設置して調査のサンプル数、また、調査方法、実施時期についてお答えいただけますでしょうか。

や拡大をしてしまうということで、悪質な差別行為であるとも言われておりますので、こういったことをできるだけ取り締まつていけるような体制づくりは多く進めていかねばと思っております。

そんな中で、同和地区を特定させる書き込みについて掲載をしている場合についての対応についてお聞かせをいただきたいと思います。

○高嶋政府参考人 御指摘のとおり、インターネット上で、特定の地域を同和地区である、あるいは同和地区であったと指摘する内容の情報が掲載されている事案があると承知しております。

法務省の人権擁護機関では、そのような情報を認知した場合は、人権侵犯事件として立件の上、調査を行うこととしております。その上で、侵犯性が認められる場合、違法性が認められる場合は、当該情報の発信者に対して同種行為をやめるよう説示したり、プロバイダー等に対しましてはその該情報の削除を要請するなどの対応に努めてきているところでございます。

○松田委員 また、同和地区を特定させる情報に對して削除等の要請等の対応をされているということも今少しお話もありましたが、措置対象として見直されてきたいろいろな経緯をもう少しお話をいただければと思ひます。

○高嶋政府参考人 お答えいたしました。インターネット上における差別の助長、誘発につながる識別情報、識別情報と申し上げますのは、例えば、ある地区が特定の国の方が集住するような地区であるというような、そういう意味での識別、特定をする情報のことを識別情報と我々は呼んでおりますが、こういう差別の助長、誘発につながる識別情報については、従前、差別を助長、誘発する目的がある場合は、当該情報の掲示がなされた場合に削除要請の対象とする運用をしております。これは現在もそうです。

ただ、御質問は平成三十一年十二月に当局が発出した通知文書に関してと思ひますが、昨年十二月二十七日付で、インターネット上の同和地区に関する識別情報の掲示事案の立て及び処理について

という内容の調査救済課長依命通知を発出しておられます。

これは、識別情報の中に、特定の地区が同和地区などと指摘しながら、その一部に、文面上、差別消目的であるかのようには榜榜したり、紀行文の体裁をとるなどしているものがありまして、このようなものが先ほど申し上げた差別を助長、誘発する目的と言えるのかという点で疑惑があつた

ものですから、その考え方を整理した依命通知でございます。

その依命通知の内容でございますが、そもそも部族差別というものは、それ以外の属性に基づく差別とは異なりまして、差別を行うこと自体をもと

もと目的として政策的、人為的に創出された、本來にあるべからざる属性に基づく差別であると

いう理解に立ちまして、特定の地区を同和地区と指摘する情報を公にすることは、目的のいかんを問わず、人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性の高いものであると考えました。

そこで、一般、識別情報の掲示事案における法務局での立件及び処理についての考え方を整理し

た上で、学術研究等の正當な目的による場合で、かつ、情報の掲示方法等に人権侵害のおそれが認めがたい場合、こういう場合は除きまして、それ

以外の場合は、原則として、差別助長、誘発目的の有無を問わず削除要請等の措置の対象とすると

いう考え方で整理したものでございます。

○松田委員 わかりました。

それでは、引き続きまして、人権侵犯事件として調査した件数、また各救済措置の件数を少しあ

て答えていただきたいと思います。

○高嶋政府参考人 部落差別に関しましては、人権侵犯事件として新規に救済手続を開始した件数が、平成二十八年は七十八件、二十九年は八十六件、三十年は九十二件であります。そのうち、インターネット上の識別情報の掲示事案の立て

は、二十八年は二十六件、二十九年は三十八件、三十年は四十二件でございました。

今は立件の数でございますが、そのうち、処

理の件数について言及させていただきたいと思ひます。

プロバイダー等に對して削除要請を行った件数

は、平成二十八年は十七件、二十九年は二十七件、三十年は五件であります。また、書き込みを

した相手方に對して説示を行った件数は、二十八年はゼロ件、二十九年は三件、三十年はゼロ件でございました。なお、二十九年に説示を行つた三

件のうち二件については、プロバイダー等への削除要請とあわせて行つたものであります。

ネット以外の部落差別に関する人権侵犯事案に

つきましたの処理ですが、これは相手方に説示を行つた件数が、二十八年二件、二十九年ゼロ件、三十年一件となつております。

○松田委員 それでは、通告してある次のものとその次をちょっとあわせて聞かたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

今もちよつとお話をありました件数の処理につい

て、インターネットのプロバイダーの協力要請、また指導についても今進めていくことあります。それについて、協力要請や指導についてお答えをいただきたいということ、じゃ、それを先にお願いします。協力要請、指導についてどういった形で進めていくか。

○秋本政府参考人 お答え申し上げます。

総務省では、インターネット上の人の権侵害情報に係る書き込みへの円滑な対応を可能とするため

に、昨年十月から、法務省とともに、四団体に所

属していない、海外事業者も含めた関連事業者との意見交換の場を開催しております。

総務省といたしましては、インターネット上の

人権侵害に対しまして幅広い関連事業者において適切な対応が図られますよう、今後も対応してまいりたいと考えております。

○松田委員 そこで、地方自治体等の人権関係部署との連携についてお答えをぜひいただきたいと

思います。

○高嶋政府参考人 お答えいたしました。

法務省の人権擁護機関におきましては、都道府

県や市町村を含む多様な人権啓発主体が連携協力

するための横断的なネットワークを形成し、これを通じて、地方自治体との間で部落差別解消等を

含む各種啓発活動の実施について意見交換や情報共有を行つて、連携協力を図っております。

具体的には、人権啓発活動ネットワーク協議会

また、こうした業界団体のモデル条項を踏まえまして、各通信事業者におかれまして、約款等に基づき適切な対応をとるよう促しているところでございます。

総務省といしましては、関係事業者や法務省と協力しつつ、今後も、インターネット上の人の権侵害情報に対しまして適切に対応してまいりたいと考えております。

○松田委員 総務省の方からもそういった見解ですが、電気通信事業協会、テレコムサービス協会、インターネットプロバイダー協会、日本テレビ連盟の通信四者に対して、取組についてもいろいろと適正な対応をとることで実施をされ

いていることと存ります。

しかししながら、それ以外のプロバイダーのところの対応についてはいかがされているか、お答えください。

○秋本政府参考人 お答え申し上げます。

総務省では、インターネット上の人の権侵害情報に係る書き込みへの円滑な対応を可能とするため

に、昨年十月から、法務省とともに、四団体に所

属していない、海外事業者も含めた関連事業者との意見交換の場を開催しております。

総務省といたしましては、インターネット上の

人権侵害に対しまして幅広い関連事業者において適切な対応が図られますよう、今後も対応してまいりたいと考えております。

○松田委員 そこで、地方自治体等の人権関係部署との連携についてお答えをぜひいただきたいと

思います。

○高嶋政府参考人 お答えいたしました。

法務省の人権擁護機関におきましては、都道府

県や市町村を含む多様な人権啓発主体が連携協力

するための横断的なネットワークを形成し、これを通じて、地方自治体との間で部落差別解消等を

含む各種啓発活動の実施について意見交換や情報共有を行つて、連携協力を図っております。

具体的には、人権啓発活動ネットワーク協議会

設置しまして、各地で連携

を図つてゐるところでございます。

また、部落差別等のさまざまな人権問題に関する個別の地方自治体からその地域の法務局に問合せや要望があつた場合には、法務局から必要な情報提供や助言等の対応をするとともに、本省におきましても、必要に応じて、各地の法務局から報告を受けることによつて自治体の要望等を把握し、部落差別解消の施策に生かしてきましたところでございます。

さらに、法務省の人権擁護機関では、地方自治体を始めとする関係行政機関の通報等により、インターネット上で特定の地区を同和地区であると指摘するなどの内容の情報が掲載されるという事案を認知した場合には、人権侵犯事件として立件しているところ、これは先ほどお話ししたところと同様でございます。

○松田委員 次の質問に行きますが、このたび、法務省が、二〇一九年三月二二日に、選挙の立候補者が街頭演説でヘイトスピーチをするなど、選挙運動で政治活動の名をかりた形で差別発言をさえることに対する適切な対応をとるよう求めた通知を全国の法務局に出されたということです。

○葉梨委員長 高嶋局長、質疑時間が終了しております。簡潔に。

○高嶋政府参考人 お答えいたします。

選挙運動等の機会に行われた不当な差別的言動につきましては、それが選挙運動となされたことのみをもつて直ちに違法性が否定されるものではなく、当該発言の内容、前後の文脈、言動等がなされた状況等を踏まえて総合的に判断する必要があります。その際に、選挙運動等の自由にも十分配慮すべきであるということあります。かかる観点を通知したものであります。これは法的

人権擁護機関の調査、救済の方針において基本的に変わることろはございません。お尋ねの通知は、そのような理解を明確にする趣旨で法務局に示したものでございます。

それから、そのような案件があつた場合につきましては、被害申告等がありましたら、法務局において立件の上、調査し、その結果、人権侵犯性が認められる場合は、事案に応じて適切な措置を講じることとしております。

○松田委員 ありがとうございました。

まだまだ差別問題が解決するわけではありませんので、また、インターネットの書き込み等、どんどんどんどん大きな問題もふえております。そういう形でぜひ適切な対応を願うことをお願いしまして、質問を終わらさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○葉梨委員長 以上で松田功君の質疑は終了いたしました。

次に、山尾志桜里君。

○山尾委員 立憲民主党の山尾志桜里です。

皆様のお手元の資料の一枚目と二枚目ですね。新しいこの基準で、一年以内に受け入れ機関の責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させていないというようなことが必要とされているわけですが、この責めに帰すべき事由の解釈です。最賃割れあるいは契約賃金割れ、これによつて行方不明者を発生させた帰責は、実習生側と機関側と、どちらに認定するんですか。

○山下国務大臣 これにつきましては、受け入れ機関において例えば法令違反であるとかあるいは契約違反等があつた場合、そういうものに基づいて行方不明を発生させたということであれば、これは受け入れ機関の責めに帰すべき事由といふことがあります。

○山尾委員 そういつた契約賃金以下、最低賃金以下、これに基づく失踪をあたかも実習生側の帰責に位置づける評価、表現方法は、当然のことなります。

一点目は、要するに、契約賃金以下、最低賃金以下、これに基づく失踪をあたかも実習生側の帰責に位置づける評価、表現方法は、当然のことなります。政務官のプロジェクトチームなるところで改めていたくのが当たり前であるということ。

○山尾委員 そういう紙をごらんください。

改めて、三枚目の現状の紙をごらんください。

次、入国管理局にお伺いをいたします。

もう一点は、この聴取結果ですけれども、例えば、失踪動機、下から二行目、低賃金・最低賃金以下)が二十二人(〇・八%)という記載があるんでもう一點は、この聴取結果ですけれども、例えれば、受け入れ側の帰責事由だと、大臣も答弁をいたしました。

改めて、この失踪原因の②、要するに、この失踪の原因の評価の仕方というのは、受け入れ側の不適正な取扱いは、労働時間が長いとか暴力を受けたとか帰国強制とか、そういうものしか例示をしていないんですけれども、この「帰国を強制された等、なんですか」という問題意識です。要するに記載していいんですか」という問題意識です。

「等」の中に、契約賃金以下による失踪、最低賃金以下による失踪、これは当然受け入れ側の不適切な取り扱いだと思いますけれども、新しい政省令でもこれは受け入れ側の帰責にカウントするわけですか。この「等」の中に、契約賃金以下、最低賃金以下、実は入るんですか。

○佐々木政府参考人 ここに言つております不適正な取扱いの一つにはなると思います。

○山尾委員 政務官、次、お伺いをいたします。

皆さんのお手元の資料の四枚目、五枚目を見てほしいんですか。一枚目と二枚目ですね。新しく木局長としたやりとりを法務委員会の中で前の和田局長とやりとりをしたことを、多くの委員の方は覚えていらっしゃる方もいると思います。

もともと和田局長は、さつきの紙を見て、この「等」の中には最賃とか契約賃金割れは入らないとお願いをしております。

まず、大臣に聞きました。

大臣、この前、政務官に聞いたことですけれども、この資料の一枚目と二枚目ですね。新しいこの基準で、一年以内に受け入れ機関の責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させていないというようなことが必要とされているわけですが、この責めに帰すべき事由の解釈です。最賃割れあるいは契約賃金割れ、これによつて行方不明者を発生させた帰責は、実習生側と機関側と、どちらに認定するんですか。

○山下国務大臣 これにつきましては、受け入れ機関において例えば法令違反であるとかあるいは契約違反等があつた場合、そういうものに基づいて行方不明を発生させたということであれば、これは受け入れ機関の責めに帰すべき事由といふことがあります。

○山尾委員 そういつた契約賃金以下、最低賃金以下は受け入れ側の帰責事由だと、大臣も答弁をいたしました。

改めて、三枚目の現状の紙を

しい、よりしっかりとわかるものをしていきたいというふうな方針で考えていたという意味で御理解いただければと思います。

○山尾委員 全く理解できません。

政務官、そうすると、この聴取票の表現ぶりについて、より誤解を招かない表現ぶりがあるんじゃないか、こういう検討はPTの中ではされたんですか、それでいいんですか。

○門山大臣政務官 当然のことながら、これだけ問題になつていてるわけでもございまして、誤解を招くような表現というか、いろいろ議論になつているということは認識した上で、今回、しっかりとしたものが出そうというふうにはしているわけでございます。

○山尾委員 質問に答えてください。この聴取票

の表現ぶりを検討し直すということはしているん

ですか、していいんですか。

○門山大臣政務官 今回のPTの中で、聴取票の

表現、聴取票というか、聴取票に出でこのまとめ

たものを、表現ぶりを検討することはしていませ

んけれども、そもそもこの聴取票のあり方、こう

いう聴取票の書きぶり、聴取票自体に非常に問題

があつたという認識で、聴取票自体を根

本的に変えるという検討は行つております。

○山尾委員 そうすると、平成三十年十一月二十

一日のこの法務委員会で、大臣が、この表現ぶり

について、「より誤解を招かない表現ぶり」という

ものも今後PTの中で検討していただきたいと思

います。」と答弁していますけれども、大臣の指示

に反して、検討していないということによろしい

ですか。

○門山大臣政務官 そういう指示があったので、

今度出されるPTの報告書の中では、より客観的

な指標を求めて、客観的な書きぶりで報告を出す

ように指示をして、そのような結果になるよう

に努めているところでございます。

○山尾委員 答弁をされ違わさせないいただき

たいんです。だって、この聴取票そのものの表現

ぶりに問題があるんでしよう。しかも、その聴取

票といふところで、これはもう聞き取りのままと

れますけれども、この聴取票自体というのは、技能

実習生が失踪時点の認識等を書いたもので、そ

れはそれ 자체として参考になる資料でございます

手法そのものに問題があるんでしょう。問題がある聴取手法に基づいた聴取結果やその評価を、なぜ、その記載を改めないまま、法務省が新たに別

るものを出しますか。

そして、大臣自身が、もう一度言いますけれども、この表現ぶりについてPTの中で検討してい

ますか、この表現ぶりについてPTの中では客観的

なものが出ますと、これが確かに確たる方針になつ

てますか。

どうして、局長まで間違えるような表現ぶりの

ものを国民に流布させたまま、改めないんです

か。改めなくていいという理由を教えてください。

○門山大臣政務官 今回委員が出されたこの資料、御指摘の資料については、あくまで聴取票の

内容を、集計結果をそのまま示したものであると

いふことでござりますから。これについては、これ

が間違つていてるというわけではございませんけれ

ども、確かに、その内容については、そのままお

出ししてしまつたということです。

いろいろ誤解を招いている部分がある。

ですから、今回のしつかりとしたPTの中で

は、いろいろ裏づけ資料も含めた上で、しつかり

と集計結果を出させていただくということでよろしい

か。

大臣、どうぞ。

○山下国務大臣 私の答弁、山尾委員が資料で配つていただいておりますけれども、「等」の中

に、不適正な取扱いにあるものを示す中に、低賃

金、契約賃金以下あるいは最低賃金は含まれてい

ないということは申していなかつたということ

で、この「等」をどこまで開くかというふうな問題

というふうに私は考えた上で答弁させていただい

ておりました。

そして、この取りまとめにおいては、こここの2

の失踪の原因というのは、これは聴取票の結果の

みならず、さまざま聴取結果を踏まえて記載し

たものであります。また、「等」という表現の中に、ど

こまで開くかにおいて、例えば①という中に低賃

金(最低賃金以下)というところを表記しております。

他方で、この失踪した技能実習生に係る聴取

結果といふところで、これはもう聞き取りのままと

から、現時点でこれを撤回して新たなものをつく

るじやなくて、これはこれとしてありながら、新しいものはしっかりとしたものをしていくべきでした。

そういう認識で我々はこのPTをやってまいりました。

○山尾委員 このままいくと、報告書が出された

ときに集中審議、求めますよ、当然。当たり前で

しょう。

大臣も本当にそういう認識なんですか。政務

官、今、誤解を招く表現だということを認めつ

つ、そしてこの一枚紙の、聴取方法そのものにも

課題があつたということを認めつつ、正しいと思

われる方法で正しい結果を私の報告書で出します

と言つていますけれども、じゃ、どうして、課題

がある、正しくない面があつたこの紙を国民に流

布させたまま、じゃ、この紙は、この部分は

いじやないです。何もそこを、どうしてこの紙

は絶対に維持するということにこだわるんです

か。

○葉梨委員長 山尾君、まとめてください。

○山尾委員 全くまとめられないぐらい、ひどい

話ですよ、こんなの。委員会で前提にしていた話

と違うことを政府がやつてないですか。

そんな無理筋の解釈を国民や私たちに強いて、新

しいのを出すから前のは撤回しない、こんなのが許されないと思いますよ。

これは引き続き質疑でもやつていただきたいと思いま

す。これは理事会で協議させていただきたいと思いま

す。

○葉梨委員長 はい、後刻協議いたしましょう。

○山尾委員 以上です。

○葉梨委員長 以上で山尾志桜里君の質疑は終了

いたしました。

次に、藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。

厚労省と法務省は、外国人技能実習制度の柔軟

化に向けた検討チームを立ち上げて、三月十九日

に初会合を開いております。

厚労省にお聞きしますが、なぜこの検討チーム

を立ち上げることになったのか、そのきっかけは何なんでしょうか。

○山田政府参考人 お答えします。

昨年十月の自民党法務部会で、より実効的な技

能実習が可能となるよう、技能実習計画の内容に

ついて円滑化を検討する旨の決議がなされました。

これを受けて、先月二十八日の自民党法務部会

において、厚生労働省から、技能実習制度に関

し、より実効的な技能実習が可能となるよう、技

能実習計画の内容について業界団体、地域等から

要望を聴取し、その円滑化を検討することを説明しました。

このような経緯により、一般、三月十九日に技能実習の職種のあり方に関する検討チームを設置したところであります。

○藤野委員 自民党の法務部会の決議がきっかけであったと。

三月十九日の初会合には二団体を呼んだと聞いておりますが、どの業種の団体で、どのような意見が出たんでしょうか。

○山田政府参考人 お答えします。

三月十九日に開催した第一回技能実習の職種のあり方に関する検討チームでは、地域の水産加工関係の団体それから中小企業団体に対して、技能実習計画の内容についてヒアリングを行いました。

団体からは、自然条件や季節性の影響への対応、それから二号移行対象職種の追加等について要望があつたところです。

○藤野委員 これはいつまでに結論を出されるのか。それまでにどのような団体を呼ぶつもりなのか。そこで、技能実習生から話を聞く予定はあるんでしょうか。

○山田政府参考人 お答えします。

技能実習の職種のあり方に関する検討チームについては、四月までに五回程度開催をし、技能実習を行っている業界の団体、中小企業の団体、寒冷地、離島等の地域等からのヒアリングを行い、対応策をまとめることを予定しております。

技能実習生から直接お話を伺うということは予定しておりません。

○藤野委員 自民党の法務部会の決議に基づくわけですが、実習生には話は聞かない。団体、関連地域とということであります。これが使つかれていますが、三月十九日、きょうはちょっと紹介します。

それが、三菱、日立、日立、三菱、パナソニック、技能実習制度の根本にかかる大問題だと思っており通達も出されて、適正化を図る。厳正な対処を行なっています。

うこととしていますといふように注意喚起をされているわけであります。まさにこの問題は技能実習制度の根本にかかる大問題だと思っておりませんが、三月十九日、きょうはちょっと紹介します。

私がお聞きしたのは、要するに、今後と大臣がおつしやった、まさにのことなんです。厚生省が、こういう、実習生に必須作業以外のことをやらせようということを、今までに柔軟化ということで検討チームを立ち上げてやっているわけですね。法務省からも行っておられる。こういうことをやれば、今まで悪用があって、それが調査中であつて再発防止もまだわからないという、このことでそれを緩和すれば、更に悪用の幅が広がります。

その上で、もう一回お聞きしますが、別の角度

配付資料の一を見ていただきますと、これは新聞報道であります。ことしの一月二十六日、三菱とパナソニック、技能実習、認定取り消しと。

三菱につきましては、計画外の作業をさせているわけですね。

今回の検討チームは、ある意味、今の計画の作業よりも広げようということでありまして、非常に似たような話であります。

配付資料の二を見ていただきますと、これは日立であります。日立の笠戸事業所でも、同じように、目的外の職場に配置していたとか、例えば、電気組立てという技能を学ぶために来たのに、トイレを取り付けさせていたとか、窓を取り付けさせていたとか、全く関係のない作業をさせていたという疑いで、今調査がされております。

法務省に確認したいんですが、この日立の笠戸事業所、これはまだ調査中ということで間違いないでしようか。

○佐々木政府参考人 調査検討中です。

○藤野委員 調査中ということでありまして、配付資料の三を見ていただきたいんですが、実は、こういう事案が相次いでいるということで、法務省も厚労省などと連名で通達を出しております。

要するに、実習計画外の作業をさせたら、それはもう実習制度そのものを否定するといいます。

か、要するに、技能以外のことをさせる、計画そのいう言葉らしいんですね。計画そこであれば、本来の役割を果たせないということです。こういうことは、これは今後ということでございまして、お尋ねの個別事案については、既に違反事実があるということなのであれば、法令違反が疑われる事案については、既存のルールにおいて、法務省及び厚生労働省並びに外国人技能実習機構が連携しつつ、違反事実の有無等を調査の上、技能実習法令に従つて厳正に対処するということになります。

○藤野委員 いやいや、見守つていただいては困るという質問なんです。

○藤野委員 というのは、既に悪用が起きている。今の計画とおつしやいました、今の計画外のことを実際にやらせているわけです。日本を代表する日立とか日産とか三菱がやらせてているわけですね。通達も出されて、今、調査もされているというふうであります。

○藤野委員 ちよつと今、質問と答弁がすれ違つたんですが、それは今から聞こうかと思つていたんです。

私がお聞きしたのは、要するに、今後と大臣がおつしやった、まさにのことなんです。厚生省が、こういう、実習生に必須作業以外のことをやらせようということを、今までに柔軟化ということで検討チームを立ち上げてやっているわけですね。法務省からも行っておられる。こういうことをやれば、今まで悪用があって、それが調査中であつて再発防止もまだわからないという、このことでそれを緩和すれば、更に悪用の幅が広がります。

その上で、もう一回お聞きしますが、別の角度

きたかというのは、例えば日立でいえばまだ調査中なんですね。だから、再発防止策もまだわからないわけであります。そんな状態で、この技能実習制度が柔軟化されていく、緩和されていく。

企業側による今も起きている悪質な運用というものが更に拡大する可能性があると思うんですが、大臣、こういう認識はないでしょうか。

○山下国務大臣 御指摘の厚生労働省による技能実習の職種のあり方に関する検討につきましては、これは、より実効的な技能実習が可能となるよう、技能実習計画の内容について業界団体、地域等から要望を聴取して、その円滑化を検討することを目的として行われているものと承知しております。

お尋ねの企業に関する案件、これは個別事案なので詳細なお答えは差し控えます、一般論として申し上げれば、今御指摘の厚生労働省の検討とお尋ねの企業に関する案件、これは個別事案なのでござります。

○山下国務大臣 いざりにせよ、やはり技能実習制度というのは技能実習計画の中でやつていただき必要がある。したがつて、その計画を外れたものについては、これはルール違反ということになります。

○佐々木政府参考人 調査検討中です。

○藤野委員 調査中ということでありまして、配付資料の三を見ていただきたいんですが、実は、

こういう事案が相次いでいるということで、法務

省も厚労省などと連名で通達を出しております。

要するに、実習計画外の作業をさせたら、それ

はもう実習制度そのものを否定するということでございました。

か、要するに、技能以外のことをさせる、計画そ

のいう言葉らしいんですね。計画そこであれば、

本来の役割を果たせないということです。こういう

ことは、これは今後ということでございまして、お尋ねの個別事案については、既に違反事実があるということなのであれば、法令違反が疑われる事案については、既存のルールにおいて、法務省及び厚生労働省並びに外国人技能実習機構が連携しつつ、違反事実の有無等を調査の上、技能実習法令に従つて厳正に対処するということになります。

○藤野委員 いやいや、見守つていただいては困るという質問なんです。

○藤野委員 というのは、既に悪用が起きている。今の計画とおつしやいました、今の計画外のことを実際にやらせているわけです。日本を代表する日立とか日産とか三菱がやらせてているわけですね。通達も出されて、今、調査もされているというふうであります。

○藤野委員 ちよつと今、質問と答弁がすれ違つたんですが、それは今から聞こうかと思つていたんです。

私がお聞きしたのは、要するに、今後と大臣がおつしやった、まさにのことなんです。厚生省が、こういう、実習生に必須作業以外のことをやらせようということを、今までに柔軟化ということで検討チームを立ち上げてやっているわけですね。法務省からも行っておられる。こういうことをやれば、今まで悪用があって、それが調査中であつて再発防止もまだわからないという、このことでそれを緩和すれば、更に悪用の幅が広がります。

その上で、もう一回お聞きしますが、別の角度

からお聞きしますが、なぜ今なのかということなんです、大臣。なぜ四月末なのかということなんです。先ほど答弁があつた、お尻が決まつていています。

それは、四月に新しい制度が始まる。この新しい制度のたてつけといふのは、まさに特定技能が必要な業務といふこの業務と、その関連する業務もできる。こういうたてつけであります。関連業務といふふうに分野別方針などでは言われておりますまして、この関連業務つて何なんだといふことをこの間ずっと、私も法務省にレクで聞いてきたんです。

といひますのは、技能実習法の中にも関連業務といふ言葉があるんです。御丁寧に、周辺業務と周辺業務というのがあつて、それぞれ、必須業務は二分の一以上じゃなければならないとか、関連業務は二分の一以下でなければならないとか、いろいろあるにはしても、大臣、関連業務といふ言葉は同じなんです。

今回の質問に当たりまして、その検討チームで検討している、広げる、柔軟化するといふのはどこなんだと聞いたら、要するに、はつきり言わないと、どういふな説明だったわけであります。

なるべく、関連業務のところも含まれるといひますけれども、関連業務のところも含まれるといひますけれども、関連業務のところも含まれるといひます。四月からは、そういう関連業務をできる特定技能が始まると、同じ工場、同じ職場で特定技能労働者と技能実習生が働くといふことも十分考えられるわけですね。その場合に、一方では、法律上も関連業務が完全に認められていて、二分の一以上でなければならぬんといふ時間的制約も全くない特定技能労働者が働くわけですね。他方、同じ工場なりで、時間的制約とかいろいろな制約がある技能実習生が働く。これを解消したいといふことが動機なんじやないかと思うんですが、大臣、いかがですか。

○葉梨委員長 では、佐々木入国管理局長、まづおられるのであれば、本当のかなと。○佐々木政府参考人 今御指摘のように、技能実習法上の関連業務は、必須業務に従事する方によつて当該必須業務に関連して行われることのある業務であつて、修得等をさせようとする技能等の向上に直接又は間接に寄与する業務であつて、当該業務に従事させる時間が全体の一以下のことをこととされています。

これに対して、特定技能の方の関連業務、これは各分野別運用要領に規定をされておりますけれども、この一号の特定技能外国人が従事する分野ごとの業務にあわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる業務に従事することができるとするものであつて、主たる業務に関連性があると考えられることから認めているものでござります。(藤野委員「ちょっとと委員長、関係ありますん」と呼ぶ)

○葉梨委員長 ちょっとと説明を聞いてから。○佐々木政府参考人 ですので、その意味では、特定技能の関連業務は、技能実習制度とは異なつて、関連業務に従事することができる例えば具体的な割合を一概に定めるものではないといふものでございます。

○藤野委員 委員長の指揮で局長に答弁させて、私も一応聞こうかと思いましたけれども、全く関係ない。

私は動機を聞いているんです、四月から始まる。片や検討チームは、四月末までに結論を出します。何でこれは急ぐんですか。一緒に両方合わせようとしているんじやないですかと、いう質問です。端的に。

○山下国務大臣 先ほど局長が答弁しましたように、両者は別の、関連業務といふ言葉であります。そして、委員の御指摘ではあります、この両者を連携させるためにお尻を切つてお尻を拡大すれば、さらなる人権侵害が起きると思いますので、この退去強制手続、これは今こそやるべきじゃないかと思うんです。

この現状を放置したまま外国人労働者の受け入れを緩和した旨の説明がなされております。○藤野委員 今答弁があつたとおりであります。○佐々木政府参考人 おられるのであれば、本當のかなと。○佐々木政府参考人 今御指摘のように、技能実習法上の関連業務は、必須業務に従事する方によつて当該必須業務に関連して行われることのある業務であつて、修得等をさせようとする技能等の向上に直接又は間接に寄与する業務であつて、当該業務に従事させる時間が全体の一以下のことをこととされています。

結局、技能実習制度というのは本音と建前といふのが乖離しているといふのは指摘をされてまいりました。今回、この検討チームが本当にそういう方向で動けば、この本音と建前の乖離といふのが更に進む。特定技能が始まつて、同じ職場で、同じような関連業務をこつちはやって、こつちはやらないといふことがまさに現実化するわけです。

そのもとで、いきなりこういう検討チームを立ち上げて、四月末と期限を区切つてやろうとするというのは、本当に技能実習制度を何だと思っているのか、技能実習生を何だと思っているのか、という怒りを禁じ得ないわけですね。

そういう、もう本音と建前を「ごまかすやり方をやめるべきだ」というふうに厳しく指摘したいと思います。この問題は引き続き追及していくと思います。

もう一点、別のテーマですが、お聞きしたいんですけども、来週からいよいよ新しい外国人の受入れがスタートするわけで、我々は反対ですけれども、上限、五年で三十四万人とも言われております。

この受入れが入り口とすれば、出口に当たるのは退去強制手続だと思うんです。

私は、この問題を取り上げてまいりました。先日の当委員会でも、退去強制手続における収容の必要性、要否、あるいは収容の期間、あるいは仮放免の許否、いずれについても入管局の裁量が余裕にも広い、法律上の明文がないという指摘をさせていただきました。そのもとで、深刻な人権侵害が相次いでいる。きょうも、他の委員から指摘もありました。

この現状を放置したまま外国人労働者の受け入れを緩和した旨の説明がなされております。○佐々木政府参考人 議事録を確認いたしました。

○佐々木政府参考人 入管法におきましては、退去強制手続において、違反調査から送還に至るまで、容疑者を収容することを前提に条文が構成されておりまして、このことをもつて全件収容主義と呼ばれることがあります。

○藤野委員 そのとおりなんですね。退去強制事由に当たる疑いがあれば、基本的には収容して、疑いを調べるところからして収容していくという意味での全件収容なんですね。

さきよう取り上げたいのは、かつて法務省も、この全件収容主義、やつてみた、やつてみたけれどもいろいろ問題があるということで、この全件収容主義を見直そと法務省自身がさせていたことがあるんですね。

例えば、一九六九年の入管法改正案第四十五条二項、ここでは、収容令書の発付について以下のよう規定しております。

ちよつと時間の関係でこちらで紹介させていただきますが、地方入国管理官署の長は、入国警備官から収容令書の発付の請求があつた場合においても、刑事訴訟に関する法令等により身体を拘束されている者、括弧、これは一号です、老幼、疾病その他の身体の故障により収容にたえることが困難と認められる者、括弧、これは一号です、逃亡のおそれがなく、かつ、収容を猶予すべき事情があると認められる者、三号については、地方入国管理官署の長は収容令書を発付しないことができるといふ文言であります。

法務省にお聞きしますが、当時の、一九六九年の政府はなぜこうした改正案を提案したのか、国会でどのように説明しているでしょうか。

○佐々木政府参考人 議事録を確認いたしました。

要するに、外国人の人の権を尊重する精神から、全件収容、ここでは必要的収容という言葉になつておりますが、全件収容を緩和したと。これはなかなかの表現だなと思いますが、緩和をしたといふことなんですね。

つまり、現行制度というのは、先ほど言つたように、退去強制の対象者じやないかなという疑いがあれば、その疑いを晴らすことも含めて収容するわけですね。

ところが、六九年のこの改正は、それに加えて、いや、疑いがあつても、例えば刑事手続の問題があるとか、あるいは健康上の理由があるとか、さらに、逃亡のおそれがないとか、そういう場合は収容しなくていいですよというふうに修正した、緩和したわけでありますね。

もちろん、この六九年の改正法は、全体としては外国人の人権を更に制約しようということで、全体としては改悪なんですね。

ですから、これも、六九年も廃案になつたし、その後、七一年、七二年、七三年と出るわけです。ですから、これも、六九年も廃案になつたし、その後、七一年、七二年、七三年と出るわけです。そこで、やはり金件収容に関しては、収容の要否、必要性、あるいは収容の期間、後でも言いますけれども、期間についても法律で一定の歯どめをかけようとしていたというのは、これは事実だと思います。

それで、もう一点紹介したいのは、その六九年が緩和だとしますと、その後提出された七三年の入管法の改正案、これはこういうふうに規定しております。

四十八条になりますけれども、地方入国管理官署の長は、容疑者が第三十三条各号の一に明らかに該当すると認められる場合で、かつ、その者が逃亡し、又は逃亡すると疑うに足りる相当の理由があるときは、収容令書を発付して、入国警備官に該容疑者を収容させることができるという規定なんですね。

これも法務省に確認したいんですが、これはな

ぜこういう改正案を提案したのか、国会でどのようについているのでしょうか。

○佐々木政府参考人 当時の入国管理局長からも、同様に、外国人の人権尊重により一層の配慮をする趣旨である旨の説明がなされております。

○藤野委員 そうなんですね。

先ほどは外国人の人権に配慮、今回はより一層人権尊重に配慮というので、これは当時の田中法務大臣も、紹介しますと、現行の入国管理局では、退去強制手続を進める場合には容疑者を必ずは、退去強制手続を進めることで、身柄を収容しなければならないことにしておることを改めまして、退去強制事由が明らかで逃亡のおそれがある場合に限りまして容疑者を収容することとともに、収容できる期間も短縮しまして、より一層人権尊重を図つたことでございます。当時の法務大臣もこう答弁しております。

まさに、六九年の入管法がある意味で、しないことができるという言いぶりなんです。身体の健康の問題や逃亡のおそれがないときはしないことができますよという書きぶりなんですけれども、しかし、七三年は更に一步進めまして、しないことができるといふことはすることができるわざですけれども、七三年の場合は、逃亡するとどうぞける相違の理由がない場合は収容することもできないという規定なんですね。できないといふ規定。

だから、これは、いわゆる緩和と先ほど六九年の答弁がありましたが、緩和とどまらず、そういう逃亡のおそれがない限りは収容できないという点では、私は、これは金件収容主義をもうやめますよという宣言に等しいといふうに思います。

大臣にお聞きしたいんですけれども、やはり過去、全件収容主義について、法務省自身がこういう緩和、あるいはもうやめようという改正案を国会に提案されてきた。そして、その趣旨はと問われて、当時の大臣などは、より一層外国人の人権尊重を図るために答弁しております。

今、政府が外国人の受け入れを大規模に拡大しているときであり、大臣自身も人権尊重ということをおっしゃつておられる。こういう局面で、入り口は広げる、そうであれば、出口に当たる退去強制手続でもより一層人権尊重の趣旨を高めて、この全件収容主義を見直すべきじゃないですか、法律上も。いかがですか。

○山下國務大臣 御指摘の、五十年前、あるいは四十六年前の出入国法案、これは収容令書と退去強制令書によるものでございまして、収容令書と退去強制令書があるわけでございます。

四十六年前の例えはこの改正案では、退去強制令書による収容は現行とほぼ変わらず、送還するまでの間は退去強制令書によりその者を収容することができますよという書きぶりなんですが、いざりまして容疑者を収容することとともに、収容できる期間も短縮しまして、より一層人権尊重を図つたことでございました。当時の法務大臣もこう答弁しております。

まさに、六九年の入管法がある意味で、しないことができるという言いぶりなんです。身体の健康の問題や逃亡のおそれがないときはしないことができますよという書きぶりなんですが、もしかして、七三年は更に一步進めまして、しないことができるといふことはすることができるわざですけれども、七三年の場合は、逃亡するとどうぞける相違の理由がない場合は収容することもできないといふ規定。

そこで、この衆議院の法務委員会に小委員会といふのが設置されまして、収容に関する、それはなぜかというと、当時、収容所で、今とはちょっと違いますけれども、やはり過酷な長期収容等を原因として、さまざま人権侵害が起きていたんですね。中には、法務省の、長崎の大村の二十年史というのには暴動と書かれているような、これは法務省側の表現ですけれども、そういう事態も起きて、実際に、この衆議院の委員会として、当委員会として大村に調査を行つたりもしているわけです。

そういうことが六〇年代はずつと続いて、先ほど言つた法務省の提案にも私は結びついているとと思うんです。参議院でも同様の調査が行われております。そういうことも議事録に載つております。

ですから、そういうことも受けて、当時の政府はそれなりの対応といいますか、全件収容主義を見直さないと大変なことになる、実際に大変なことになつたわけで、そういう対応をされたわけです。それは私、大事な動きだったと思うわけです。

そういうふうに見直された者でございまして、本人の意思に基づいて帰国していただくことによつて収容は解かれるというものでございます。

他方で、退去強制令書に関しては、これは、収容の規定については現行法の規定と同様であるということは先ほど御指摘したところでござります。収容に関しては、これは御本人が、我が国においても在留できない、あるいは在留が適当でないと判断された者でございまして、今までと同じようなやり方を続けていく、裁量で

やらせてもらいます。先ほど言つたのも全部裁量です。大臣が、自發的な手続とか仮放免等いろいろおつしやいましたが、全部裁量なんです。

それが六〇年代に大問題を起こしたから、当時の法務省は法律を変えようという判断をされたんです、立法判断されたんです。ですから、私は、今立法判断が必要じゃないかという質問なんですよ。もう一度お答えください。

○山下国務大臣 まず、入管施設において人権侵害が行われているということについてはにわかに同意しかねるというところと、あと、三十四万五千百五十人というふうな御指摘がありました。これについて、これが、出口が強制退去だというこではありません。そういうふうな御指摘がありました。このことは、出口は任意の円滑な御帰国でござります。そういうふうな御指摘がありました。そういうふうな御指摘がありました。

そして、従来の政府の修正案、これは収容令書、これの弾力的な運用でありますて、退去強制令書ではないということをございまして、引き続

いて、これらの仮放免制度の弾力的運用であるとか、そういうふうな御指摘がありました。

○藤野委員 時間ですけれども、この問題は引き続き追及していきたい。

先ほどちょっと聞き逃せない答弁があつたのは、収容所で人権侵害は起きていらないというような趣旨の答弁をされましたけれども、とんでもない認識だと思いますよ。

これはもう物すごい人権侵害が起きているわけです。その原因として私は裁量が広過ぎるという話をしているわけで、その認識そのものが私は問題だというふうに思いますし、配付資料の六には、東京弁護士会の直近の見解、提案も出しております。東京弁護士会としても全件収容主義を見直すべきだという中身なんですね。これはなぜかというと、そういう人権侵害があるからだということを厳しく指摘して、質問を終わります。

○葉梨委員長 以上で藤野保史君の質疑は終了いたしました。

次に、濱地雅一君。

○濱地委員 公明党の濱地雅一でございます。二

十分、時間を持ちました。きょう、私は、一般質疑でございますので、少し細かい論点、保証について議論をしてみたいと思つています。

御案内とのおり、二〇一七年五月に、民法の一部改正、大改正が成立をしまして、二〇二〇年の四月一日から施行の予定となつております。その

中で、保証契約について、特に根保証と言われるものにつきましては、極度額を定めないと無効になります。そして、特に事業用の貸金につきましては、公証人による保証人の意思確認が必要になつたわけござります。

貸金については、この根保証について、特に極度額また公証人による意思確認ということが非常に周知をされているわけでございますが、もう一つ、賃貸借契約、家を借りたときにも、その保証人となるべき方については、どこまで負債を負うのか、債務を負うのかということで極度額を定めなければならぬというふうになつております。

そこで、まず前提で、基本的なことでございますが、賃貸借契約の保証契約において極度額を定めなければならない場合はどういった場合なのか、まずは簡単に確認をしたいと思います。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。

賃貸借契約に基づく賃借人の債務を主たる債務といたします保証契約につきましては、保証人が個人であり、かつ、それが根保証契約、すなわち、一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約に当たる場合には、極度額の定めが必要となります。

一般的に、建物の賃貸借契約に基づく賃借人の債務について保証契約が締結されていた場合に、賃貸借契約の法定更新に当たりまして、改めて保証契約を締結する合意をしたりとか、あるいは保証契約を更新する合意をしなかつたとしまして、したがいまして、賃貸借契約の合意更新に当たって、改めて保証契約を締結したり、合意によつて保証契約を更新したのではなく、保証人が新後の大賃貸借契約に基づく債務について保証債務を負う、こういう場合には旧法が適用されます。

これに対しまして、賃貸借契約が施行日後に法

旧賃貸借契約とあえて呼ばせていただきます、二〇二〇年四月からは新しい法律になるわけでござります。

いまして、そこで、現在締結されている賃貸借契約が二〇二〇年四月一日以降の新民法において更新された場合に、連帯保証人の皆様方は果たして極度額を定めた保証をしなきゃいけないのか、それとも旧法のまま、定めないままいけるのかといふところをぜひ聞いてほしいというところでございます。

そこで、一つまず、主契約でございます賃貸借契約が新法施行後に法定更新をされた場合、法定更新というのは、専門家の皆様はもう御案内のとおりでございますが、期間が来る一年前から六ヶ月までの間に、借り主であります賃借人がこの賃貸借契約は更新しないよとあえて言わなかつた場合には、同一の条件で賃貸借契約は更新をされるということになるわけでございますが、この法定更新が行われた場合に、果たして、逆に連帯保証人の方ですね、保証人の方はその場合、新旧どちらの適用になるのか、御答弁いただきたいと思います。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。

今委員御指摘の場面におきましては、まず、保証契約について、例えば、新たな合意がある場合か、ない場合かというふうにまず考え方が分かれます。

○濱地委員 次の質問は、先ほどの答弁からしま

すともうわかり切つたことでございますが、あえて聞きます。

先ほどのは、賃貸借契約が法定更新、法律によつて更新をされた場合ですが、では、施行前に締結された賃貸借契約が新法施行後に合意で更新をされた場合には、その連帯保証契約は新旧どちらの適用になるのか。先ほどの御答弁で大体わかつておりますが、あえて正確に答弁いただきたいたいと思います。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。

賃貸借契約が合意更新された場合の保証契約につきましても、先ほど申し上げました法定更新された場合と同様の説明が当てはまるものと考えております。

一般的に、建物の賃貸借契約に基づく賃借人の債務について保証契約が締結されていていた場合に、

で、今は、どちらかというと法人が連帯保証人になつて契約等を結ぶ場合もございます。その場合、は、極度額の定め等は必要ないということだらうと思つております。

そこで、今、私の方で、現場からぜひ聞いてほ

日前に締結された保証契約に係る保証債務については、なお従前の例による」と規定しております。

このことからいたしますと、施行日前に締結された保証契約に基づきまして法定更新後の賃貸借契約に基づく債務について保証債務を負う場合には、その保証契約には旧法が適用されるというふうに考えられます。

これに対しまして、賃貸借契約が施行日後に法定更新されるに当たりまして、保証人が新たに保証契約を締結したり、あるいは保証契約を更新する合意をした場合には、その保証契約は新法施行後の保証契約というふうに評価されますので、その保証契約には新法が適用されると考えられます。

これに対しまして、賃貸借契約が施行日後に法定更新されるに当たりまして、保証人が新たに保証契約を締結したり、あるいは保証契約を更新する合意をした場合には、その保証契約は新法施行後の保証契約というふうに評価されますので、その保証契約には新法が適用されるというふうに考えられます。

○濱地委員 保証人が個人の場合でございますので、今は、どちらかというと法人が連帯保証人になつて契約等を結ぶ場合もございます。その場合、は、極度額の定め等は必要ないということだらうと思つております。

そこで、改正法の附則におきましては、「施行

が適用ということにならうかと思います。

○漬地委員 結構、現場からは、新しく極度額の定めのある保証契約を結ばないと無効になるんじゃないかという御懸念もあつたのですから、このような質問をさせていただきました。

そこで、合意更新の中の一つなんですが、自動更新条項というのがある場合がございます。

先ほどの法定更新は、六ヶ月前までに、更新し

ないと積極的な意思表示をしてない場合に、契約は自動的に更新されるわけございますが、この自動更新条項は、例えば、賃借人が期間が満了する一ヵ月以内に何ら異議を述べない場合には、自動的に更新されます。それに伴つて、賃貸借契約が自動更新された場合においては、保証契約も自動的に更新をされて、これに保証人は異議を述べないといつた契約書が結構散見されるわけでござりますが、この何らも異議を述べなかつた保証人の保証契約は、それでは新旧どちらの適用になりますでしょうか。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。

今委員御指摘のようないわゆる自動更新条項がある場合でございますけれども、こういった条項が設けられておりまして、実際にも、保証人が異議を述べる機会を与えるられないまま賃貸借契約が更新されたというような場合ですと、これは、保証契約について新たな合意をしたとか、あるいは保証契約について合意更新がされたというふうには解されませんので、その場合には、保証人は施行日前に締結した保証契約に基づいて更新後も保証債務を負担しているものと考えられます。

したがいまして、このような場合には、やはり旧法が適用されるものと考えられます。

ただ、御指摘のような自動更新条項があつて、保証人が何らの異議を述べなかつた場合であります。内容について見直しがされるといったような場合には、実質的には合意更新がされたと評価することができる場合もあり得ると考えられます。

したがいまして、異議を述べなかつた場合で

もあり得ますので、最終的には事案に応じた個別の判断ということはあり得ようかと思います。

○漬地委員 済みません、かなり専門的に細かく聞きましたので、しんとした雰囲気になりましたが。

結構、居住権は大事なので、保証契約が無効になつてしまふと、結局はこれは、保証人さんの利益というよりも、やはり居住 자체が結構、脅かされるような事態になつてはいけませんので、ある意味、旧法から新法に変わったときに、恐らくまた法務省にもお問合せが来ようかと思いますので、しっかりと整理をしていただければと思います。

そこで、次に、細かい話から少し大きな話に戻りますが、経営者保証ガイドラインというものが平成二十六年の二月から運用を開始されました。私は、平成二十四年当選ですけれども、当時は、金融円滑化法がございまして、この円滑化法を延長するか延長しないかという議論になつております。そこで、私は延長しない方がいいんじゃないかといふような立場でございましたが、我が党内でも延長すべしという意見もありました。

その中で、当時はまだ自公政権が立ち上がりたばかりで、まだまだ負債を抱えた経営者が多い、また会社の調子も悪いところで、非常に、その後の出口として、金融円滑化法をやめた後に経営者の保証の問題も含めてどのように整理をしていくのかということで、非常に、まさに経営者が再建をする、一度失敗をしても新たにチャレンジをするという意味では大変大きなガイドラインだと思っております。

そこで、運用から約四年たつわけでござります

が、まず、政府系金融機関について、この経営者保証ガイドラインに基づいて経営者について保証をとらないで融資をした事例、また今後のこの取組を推進していくにおいてポイントとなるべきところ、課題、それがございましたら御答弁いただかたいと思います。

○木村政府参考人 お答え申し上げます。

経営者の個人保証に依存してまいりました從来の融資慣行を改善いたしましたため、平成二十五年十二月には、日本商工会議所及び全国銀行協会

で、経営者については保証をとらない取組を推進したのがこの経営者保証ガイドラインでござります。

また、実際に保証をとられた後も、債務整理の段階になったときに、破産をしますと、個人の財産ですと九十九万円までしか認めることができます。しかも、九十九万円ではなかなか再起ができない、また自宅も基本的には売却をしなければならないということです。

特に、公租公課、税金や社会保険料等については免除になりませんので、たとえ経営者は破産をしたとしても、どちらかというと、経営が厳しいときには、銀行の方に自分は一千万ぐらい給料をとつているよと、でも実際は二十万ぐらいしか上がつて、再生に非常に足かせになつているという現状があつたわけでござります。

税金の方は免除するわけにはいきませんので、そういう意味では、経営者に保証をとらずに、事業用資産については再起ができる、また仮に保証がついていたとしても、今は三百六十万円まで手元に状況によつては残せて、そして、華美でない自宅については、住宅も残せる、そして、このガイドラインに沿つて整理をした場合には、残つた債務については放棄をしてもらうということと、まさに経営者が再建をする、一度失敗をしても新たなチャレンジをするという意味では大変大きなガイドラインだと思っております。

そこで、運用から約四年たつわけでござりますが、まず、政府系金融機関について、この経営者保証ガイドラインに基づいて経営者について保証件数にして約四割、そして、金額にして約五〇%の政府系金融機関の融資が保証をとられていない。第三者じやなくて経営者本人にとつていなさいとすることござりますので、これは非常に画期的なことだなと思っています。

先ほど、御答弁の中で、事業承継のときの保証のあり方も今後しっかりと把握をしていきたいということ、当然、税制改正で、昨年、事業承継についてはさまざま改正を行いましたが、やは

が、一定の要件を満たす場合には経営者の個人保証を求めないことなどを定めました経営者保証ガイドラインを取りまとめてございます。

これを受けまして、中小企業庁はこれまで、中小企業に対しましてガイドラインの周知、普及に取り組みますとともに、政府系金融機関に対しまして、ガイドラインに沿つた無保証融資の拡大に向けた取組を指導してきたところでございます。

その結果でございますが、新規融資に占めます無保証融資の割合は、ガイドライン運用開始時の平成二十六年二月三月期には、件数ベースで一五%，金額ベースで二二%であったものが、平成三十年四月九月期には、件数ベースで三六%，金額ベースで五三%とそれぞれ増加しているところでございます。

中小企業庁は、政府系金融機関における経営者保証に係る対応実績につきまして、從来から新規融資に占める無保証融資の割合を公表しているところでござりますが、これに加えましても、平成三十年度分から、新たに、事業承継時の新旧経営者からの保証の徴求状況につきましても公表を開始する予定にしてござります。

また、金融庁や関係団体との連携のもとで、専門家によるきめ細かい相談対応の支援を行いますなど、引き続き、政府系金融機関や民間金融機関から融資を受けようとする中小企業の方々のガイドラインの活用を促してまいりたい、このように考えてござります。

また、金融庁や関係団体との連携のもとで、専門家によるきめ細かい相談対応の支援を行いますなど、引き続き、政府系金融機関や民間金融機関から融資を受けようとする中小企業の方々のガイドラインの活用を促してまいりたい、このように考えてござります。

以上でござります。

り保証がネットになつて、株の方の譲渡についてはうまくいくけれども、そうではないという声もございますので、ぜひこれは進めていただきたいと思つています。

○

そこで、先ほどは政府系金融機関を聞きました。民間金融機関についてはどのような状況になつておりますので、ぜひこれは進めていただきたいと思つています。

○油布政府参考人 お答えを申し上げます。

経営者保証ガイドラインの民間金融機関における活用状況でございますが、直近の数字が平成三十年度上半期でございます。中小企業向けの新規融資に占める経営者保証に依存しないものの割合は、件数ベースでござりますが、約一九%でございます。同じ基準で調査を始めましたが、これが一九七年度の上半期でございますが、これは一二%でございましたので、六%強の増加でござりますが、五割以上は増加しているという状況にございます。

それから、経営者保証は円滑な事業承継の阻害要因になり得るという御指摘がございます。

この事業承継のときの対応につきましては、同じく平成三十年度上期におきまして、新旧経営者の両方から二重に個人保証を求めているという割合は今一九%程度でございます。同じ基準で調査を行いました平成二十八年度下期、このときにはこの数字は四六%でございましたので、それと比べると半分以下に低下はしているということで、一定の改善が見られつつあるところかなというふうに考えております。

ただ、改善の度合いが金融機関ごとにばらつきも見られております。この点、私どもの方で、昨年、ガイドラインの実態調査を行いました結果も公表しておりますけれども、経営者保証に依存しないような金融機関では、例えば、営業現場、支店の担当者が保証の有無を簡単に判断しやすいように、金融機関が内部規定で更に細かい具体的な判断基準をつくりたりする、こういった取組など

どが行われております。

今後につきましては、こうした調査の結果も踏

まえまして、このガイドラインの活用状況などに

つきましたして、個々の金融機関の頭取を始めとする

経営トップと対話をを行うとか、あるいはすぐれた

取組を行つてある金融機関の事例を金融業界全体

に周知する、こういったことも含めまして、民間

金融機関が過度に個人保証に依存することなく融

資を行うように、また経営者保証の存在が事業承

継の、円滑な承継の妨げになることのないよう

に、更に取組を進めてまいりたいと思つております。

○漁地委員 ぜひ、民間金融機関でも更に取組を

進めていただきたいと思います。

ただ、さつき御答弁の中で、過度に保証をとら

ないようなどいふことで、当然、保証を全

部とつてはだめとなると、逆に今度は金融機能

が失われるので。石原先生、銀行出身でございま

すが。

そういう意味でいうと、本当にとらなきやいけ

ない保証人は、ある程度それは当然だと思つてい

ます。特に経営者の奥さんとかそういう人につ

ける事例もあつたりしますけれども、今、政府系金

融機関では、経営者の奥様にとって、例えば破綻

をしてしまったところにはもう請求もしていな

いというような運用も聞いております。

ですので、担保、保証といふものは必要でござ

ります。やはり再生を阻害するような、そう

いった取組はやめて、しつかりとまた再生できる

ような、そういった金融市场においていただきたい

うに考えております。

○葉梨委員長 以上で漁地雅一君の質疑は終了いたしました。

次に、門博文君。

主には、先ほど松田委員も御質問されておりま

したけれども、部落差別の問題についてお聞きし

たいと思うんですけれども、その前に一問、判事の政治的活動について質問させていただきたいと

思います。

先日の委員会で、串田委員より、ある判事の政

治的活動についての質問がありました。私も、そ

のとき初めてこのことをお聞きしまして、強い関

心を抱きました。週末、自分なりに少し資料を当

たつてみまして、報道などの資料が主ではありますけれども、判事という職業が政治的活動を厳に慎むべきとされている中で、これが事実であるとすれば大変重大なことだと思いました。

日本国憲法第十九条で、思想及び良心の自由が保障されています。思想、良心の自由は尊重されても、それはあくまでも個人としてさまざまなもので思想を持ち、また表現するのは自由ということです。一方で、憲法第九十九条で、天皇、摂政、國務大臣、国会議員、そして裁判官その他の公務員に、憲法を尊重し擁護する義務を課しています。

個人と職業人としての判事、それぞのの権利と義務、どちらが尊重されるべきなのでしょうか。

私が調べた限りでは、当事者は、この場合、匿名で意見表明をしております。後ろめたさを感じて証左であり、身分を秘匿して天皇制について異論を展開しているということになります。

こういう政治的なみずから的心情を主張するのであれば、例えば職を辞して、若しくは正々堂々とみずからを名乗り出て行うべきではないかと思ひます。その上で、憲法を尊重し擁護する責任を負う職業人として、この矛盾にどう向き合えるのか。憲法を尊重して擁護する義務を負う判事がいかに個人的な心情とはいえ、憲法にある象徴としての天皇を否定するということは、その判事が下す判決に信頼が寄せられるはずがないと私は思います。個人的な思想と、職業として求められる判断基準、政治的中立を上手に区別して使い分け、職務が行われているのか、甚だ疑問に思ひざ

るを得ません。

そこで、この件について、当局はこの事実を、

真実を、どのように確認、把握しているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○堀田最高裁判所長官代理者 お答え申し上げま

す。

委員御指摘の新聞記事の件に関しては、委員からも御指摘ございました裁判官の私生活上の

自由や思想、表現の自由にも配慮しつつ、慎重に

調査しているところでございます。

現時点では、新聞記事の対象となつたと考え

れる裁判官からの事情聴取等を行いましたもの

の、本人は新聞記事に記載された事実関係を否定

しておりまして、服務規律違反の事実があつたこ

とは確認できていないところでございます。

事実関係を適切に確認できるよう、引き続き慎重に調査してまいりたいと考えております。

○門委員 ぜひ、早急に、そして的確な対応をしていただきたいということを強くお願いをしたい

と思います。

統きました、次は、部落差別のことについて質

問させていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたように、松田委員の質問

と重複するところもあるかと思いますけれども、御容赦いただけ、質疑を続けさせていただきたい

と思います。

部落差別解消推進法ができまして二年余り、い

まだになくならない差別について心を痛めるところであります。また、昨今では、特にインターネット上で、確信犯的に部落差別をあざ笑うがとき事例が散見されています。

本来であれば、社会全體がこのことをよく理解し、部落を根柢に差別を助長したり表現するもの

に対し、それがどうしたと無視する、無関心に

対応できる世の中が来れば理想ですけれども、残念ながら、このような心ない言葉や表現、行動が

人をさげすむ道具や対象になつてゐるのが現実であります。

私たちには、この悲痛な叫びを全身に受けとめ、

○門委員 自由民主党の門博文でございます。

きょうは、質問の機会を頂戴いたしまして、ありがとうございました。

一七

国際化が急速に進んでいる現代において、そして何よりも、東京オリンピック・パラリンピックの年を目前にした今こそ、この問題に断固として対応していかなければならぬと感じております。そこで、質問に移らさせていただきます。

まずは、インターネット上での最近の部落差別を助長するような事例についてお尋ねしたいと思います。

お手元に資料を配付させていただきました。これは、インターネット上に掲示されている部落差別を助長する内容のページのコピーであります。本来は、黒塗りしたりとか、写真もそのものを載せたものをここで提示をさせていただけたらと思つたんですけれども、まさにそのことをすると自身が、意図してこのことをやつてゐる者の意図を助長するかのようなことになつてしまわないかということの懸念も含めて、一部、そういう加工をして配らせていただきました。

ごらんのとおり、「差別をなくそう」というタイトルでカムフラージュしておりますけれども、事実は明らかに違います。黒塗りをした箇所ですが、ここには地域が特定できるような写真を載せ、そしてまた住所、そして個人の氏名までも克明に記載されております。当事者の立場に立てば、いたたまれない憤り、胸が張り裂ける思いだと思ひます。こんなことは絶対に許してはなりません。

そこで、まずは、法務省として把握されておりますこれらの類似案件について、その状況をお聞かせ願えますでしょうか。そしてまた、あわせて、相談件数や削除要請された件数や、現実に削除できた件数などもお答えをいただきたいと思います。

○高嶋政府参考人 お答えいたします。

実際の案件の具体、詳細にわからぬ範囲で、類型的な点を紹介させていただきたいと思います。まず、一つの類型は、同和地区であつたとされる地名を全国的に示した一覧形式の書き込みの

ものがございます。また、先ほど資料で示されたように、特定の地域について、その風景や現存する建物等の写真を掲載しつつ、地名や住所を挙げ、これを同和地区、又は同和地区であつたなどと指摘するものがございます。その中には、差別性の認められるものにつきましては削除要請等の措置を講じているところでありまして、実際に削除された件数については統計をとつていなため正確な数値をお示しすることはできませんが、平成二十九年に削除要請した件数は二十七件でございまして、その後約六割が削除されているという現状でございます。

○門委員 ありがとうございます。

今御報告いただいた件数は、どの件数も、私はやはり水山の一角だというふうに思ひます。その数字の後ろ側には、どこに相談してよいのかわかる限りで諦めたものや、気持ちとしては決心てきてはせながら、この書き込み、掲示に対する削除要請について、具体的にお尋ねをいたします。

このインターネットの問題ですけれども、他の人権問題にも共通していますし、また、さまざまな誹謗中傷などが匿名でインターネット上にはびこつてゐる現実があります。表現の自由などの観点でなかなか難しい現実もあるうかと思ひますが、私は、表現の自由が優先されて、人の心が傷つけられることが許されはならないと思っております。この場合の表現の自由と人権、どちらが優先されるべきか、答えは明白であると思ひます。

そこで、まずは、法務省として把握されており

近、これまでの考え方より更に踏み込んだ方針を打ち出されたということも聞いておりますけれども、その点も同時にお聞かせいただきたいと思ひます。

差別を行うこと自体を目的として政策的、人為的に創出された、本来にあるべからざる属性に基づく差別であるという点、このような部落差別の特殊性を踏まえて、特定の地域を同和地区であること自体、目的のいかんを問わず、人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性の高いものであります。

そこで、このような部落差別の特殊性及び平成二十八年に成立、施行になりました部落差別解消法の趣旨をも踏まえまして、特定の地域を同和地区であると特定する数値の書き込みについて、仮にその発信元が同一場所から、同一人からといふことがわかるような場合は、これは各地の法務局でそれぞればらばらにやるということではなくて、その発信元の地域を所管する管区の法務局に全ての事件を集約し、その法務局から一括して削除要請等を行う扱いをするという場合でございます。

もう一つの質問でございますが、法務省の人権擁護局における最近のこの部落差別の書き込みに関する考え方の整理であります。

このような部落差別に関する書き込みについては、積極的に差別防除、誘発目的が認められる場合にのみ削除要請の対象としてきたところではございますが、インターネット上の部落差別の書き込みにつきましては、先ほど資料で御指摘がありましたがよう、部落差別解消という文言を一部に書き添えることによって、あたかも部落差別の助長、誘発目的ではないかのような体裁をとつてゐるものも見られるところでございます。

かねて、このような書き込みへの対応を検討すべきではないかというふうに指摘がございまして、今般、当局において改めて検討いたしました。

その結果として、そもそも部落差別というの

差別を行うこと自体を目的として政策的、人為的に創出された、本来にあるべからざる属性に基づく差別であるという点、このような部落差別の特殊性を踏まえて、特定の地域を同和地区であること自体、目的のいかんを問わず、人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性の高いものであります。

そこで、このような部落差別の特殊性及び平成二十八年に成立、施行になりました部落差別解消法の趣旨をも踏まえまして、特定の地域を同和地区であると特定する数値の書き込みについて、仮にその発信元が同一場所から、同一人からといふことがわかるような場合は、これは各地の法務局でそれぞればらばらにやるということではなくて、その発信元の地域を所管する管区の法務局に全ての事件を集約し、その法務局から一括して削除要請等を行う扱いをするという場合でございます。

もう一つの質問でございますが、法務省の人権擁護局における最近のこの部落差別の書き込みに関する考え方の整理であります。

このような部落差別に関する書き込みについては、積極的に差別防除、誘発目的が認められる場合にのみ削除要請の対象としてきたところではございますが、インターネット上の部落差別の書き込みにつきましては、先ほど資料で御指摘がありましたがよう、部落差別解消という文言を一部に書き添えることによって、あたかも部落差別の助長、誘発目的ではないかのような体裁をとつてゐるものも見られるところでございます。

かねて、このような書き込みへの対応を検討すべきではないかというふうに指摘がございまして、今般、当局において改めて検討いたしました。

その結果として、そもそも部落差別といふ

もので、かつ、情報の掲示方法等に人権侵害のおそれが認めがたい、そういう場合は例外として削除要請はしない、こういう整理をしたところでございます。

もっとも、学術研究等の正当な目的による場合で、かつ、情報の掲示方法等に人権侵害のおそれが認めがたい、そういう場合は例外として削除要請はしない、こういう整理をしたところでございます。

かかる新たな運用に基づきまして、インターネット上の部落差別の解消に向けて適切に取り組んでまいりたいと考えております。

○門委員 よろしくお願いいたします。

時間が迫つてきておりますので、最後の質問を手短にお願いしたいと思うんです。

お聞きしますと、改めてなんですけれども、法務省の人権擁護局、法務省の人権擁護部門の人員は、本省で、少し失礼な言い方ですけれども、たつた二十四名、そして、全国の法務局、地方法務局で二百五十九名、計二百八十三名の体制と伺っております。

ここにおられる委員の皆さんも、ひょっとしたらそういうギャップに改めてお気づきいただけるのかと思ひますけれども、極端な言い方ですけれども、一億三千万人余りというか弱いの人権問題を守り、そして、今や多くの外国人を受け入れている我が国の状況で、この三百名弱の部門でいうことはいかにも脆弱じゃないかなというふうに思ひます。

ます。

そして、もう一つ、専門性についてもこのでお願いしたいんです。

これが最後の質問になりますが、地方法務局、法務局というのは、私たちの感覚からいいますと、登記を行ったり、それから供託金を供託したりとか、そういう類いの役所というふうに見ておるんですけども、そこが人権の窓口ということを考えますと、その職員の方々の専門性とか今後の中問題点ということは、現在のところどういうふうになつておりますか。最後の質問です。よろしくお願ひします。

○葉梨委員長 高嶋局長、簡潔にお願いします。
質疑時間が終了しています。

○高嶋政府参考人 御指摘のとおり、人権擁護業務は、高い専門性と対人能力、コミュニケーション能力を必要とする部門でございます。

○高嶋政府参考人 御指摘のとおり、人権擁護業務は、高い専門性と対人能力、コミュニケーション能力を必要とする部門でございます。

○高嶋政府参考人 御指摘のとおり、人権擁護業務は、高い専門性と対人能力、コミュニケーション能力を必要とする部門でございます。

職員というのは、他方で登記事務等にも従事しておりますとして、人権擁護部門だけに専従しているというわけではありません。いろいろな人事サイクルの中で、他の部門、特に登記部門等に配置されることもございます。その中で、人権擁護部門に配置されたときには、短期間で各種の研修等を受けることで必要な専門性を習得し、日々の業務に当たらせているところでございます。

特にインターネットの人権侵害への対応は非常に専門性が高いのですから、他方で迅速に処理しなくていいけないという問題もございますの各局に持ち帰らせているところでございます。

○門委員 ありがとうございました。

ぜひ、人員、それからスキルも含めて、充実を図つていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○葉梨委員長 以上で門博文君の質疑は終了いたしました。

次に、石原宏高君。

○石原(玄)委員 自由民主党の石原宏高でございます。

法務委員会の一般質疑で質問をさせていただきます。

いよいよ四月の一日前から新たな在留資格での外食、宿泊の三分野と報道されています。

資料を配らせていただいておりますが、お手元に資料が届いていれば、資料一を見ていただいた

いんすすけれども、法務省に作成いただいた現状の試験の予定のまとめになつております。

これを見ますと、技能実習制度のない介護、外食、宿泊の三分野について、技能実習生からの移行がないですから、早目に試験をやらなきゃいけないということで四月に試験が実施をされるといふ理解でよろしいでしょうか。まず、法務省の方にお伺いいたします。

○石岡政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、介護分野、宿泊分野及び外食業分野の三分野において、本年四月に特定技能一号の試験を実施する予定と承知しております。

具体的には、介護分野の試験及び国際交流基金日本語基礎テストにつきましては、本年四月十三日と十四日にフィリピンにおいて、宿泊分野の技

能試験につきましては、本年四月十四日に国内七

カ所、札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡の七カ所において、さらに、外食業分野の技

能試験につきましては、本年四月二十五日に国内二カ所、東京、大阪の二カ所において、それぞれ

実施されると承知しております。

また、その他の分野につきましても、平成三十

一年度中の試験の実施に向け、所要の準備をそれ進めているものと承知しております。

○石原(玄)委員 続けて法務省に伺います。

私の資料の二ページ目、これも法務省の資料ですけれども、要するに、試験を受けてからどう

やって在留資格を取つていくかみたいな、それが

ポンチ絵で描いてあるんですけども、スケジュール感というか、どのぐらいの時間がかかるかみたいなことをちょっとお伺いしたいんです。

四月に試験が行われるわけですが、試験に合格した方が、合格の通知が来ると、受入れ機関と雇用契約を締結して、そして、新しく新設される入

国在留管理制度に申請をして新たな資格を得るといふ形になると思うんです。

四月に、今御説明いたいたように三分野で試験が行われて、合格者が出て、中旬から下旬ぐら

いに試験があるんですけども、どのぐらいで発表されるかわかりませんが、その後、雇用契約を結んで、在留厅に申請をして、そして審査があつて、資格を得て働き始めると思うんですけどども、大体、めどとして、四月に試験を受けられる方がどのくらいから仕事がスタートできるのか、また、在留資格を取るための審査というのはどのくらい時間がかかるのか、ちょっとイメージを教えていただきたいと思います。

○石岡政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の介護、宿泊、外食業の三分野の技能試験につきましては、おおむね五月の中旬から五月の下旬に合格が発表されると承知しております。

そして、これらの試験に合格した外国人のう

ち、まず、国内で合格した外国人について申しま

すと、国内で合格し、他の要件を満たす外国人

が、速やかに受入れ機関との間で特定技能雇用契約を締結し、在留資格変更許可申請を行つた場合

する受入れ機関につきましては、登録支援機関に支援を委託しなければ特定技能外国人の受入れが

できぬ受入れ機関の場合は、四月一日以降、登録支援機関が登録を受けるのをお待ちいただく必

要がござります。

そこで、法務省におきましては、登録支援機関に支援を委託する必要がある受入れ機関が、制度

次に、国外で合格した外国人についてでございま

すが、国外で合格し、他の要件も満たす外国人が、速やかに受入れ機関との間で特定技能雇用契約を締結し、在留資格認定証明書交付申請、これを行つた場合、同申請の標準処理期間は一ヶ月か

ら三ヶ月としておりますので、この場合も、早ければ六月中に在留資格認定証明書を交付することが可能であると考えております。

ただ、在留資格認定証明書の交付を受けた外国人は、その後、査証の取得手続などを行うことが必要となるため、実際に本邦に入国し就労を開始する時期は七月ごろになるのではないかと考えております。

○石原(玄)委員 ありがとうございます。イメージが湧きました。

在留資格の申請に際して、支援計画の提出が求められると思うんです。支援機関の登録は四月一日から順次行われるということなので、今、六月から若しくは七月ぐらいから働き始めることができるということなんですね。ちょっとそことところが気になつてます。

○石岡政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の介護、宿泊、外食業の三分野の技能試験につきましては、おおむね五月の中旬から五月の下旬に合格が発表されると承知しております。

そして、これらの試験に合格した外国人のうち、まず、国内で合格した外国人について申しますと、国内で合格し、他の要件を満たす外国人

が、速やかに受入れ機関との間で特定技能雇用契約を締結し、在留資格変更許可申請を行つた場合

する受入れ機関につきましては、登録支援機関に支援を委託しなければ特定技能外国人の受入れが

できぬ受入れ機関の場合は、四月一日以降、登録支援機関が登録を受けるのをお待ちいただく必

要がござります。

そこで、法務省におきましては、登録支援機関に支援を委託する必要がある受入れ機関が、制度

開始後できるだけ早期に特定技能外国人を受け入れることができるようするため、登録支援機関の登録申請があれば、できる限り速やかに審査を終えるように努めたいと考えています。

また、四月以降に、在留資格・特定技能一号へ移行予定の技能実習二号修了者等のうち、予定している登録支援機関の登録に要する手続を待つ必要がある場合には、同一の受け入れ機関において就労することが予定されていることや日本人と同等以上の報酬を受けることなどの一定の要件のもので、就労可能な在留資格である特定活動を付与することといたします。

いざれにしましても、法務省もいたしましては、特定技能制度が円滑に運用開始されるよう努めてまいりたいと考えております。

○石原(宏)委員 次に、試験を四月に実施する分野について質問したいと思います。

まず、介護について、介護技能評価試験と介護日本語評価試験をフィリピンにて四月十三日、十四日に実施する予定であり、応募もスタートして一週間ぐらいがたっていると思うんですけども、応募状況はどんな感じでしょうか。

また、試験の内容は、厚生労働省が関与して作成しているというふうにお聞きしましたけれども、フィリピンでの試験実施主体はどのような会社で、委託する試験実施者が信頼の置ける主体なのか、また、試験の方式がCBT方式と聞いておりますけれども、この試験をやると、不正が起こりにくい試験なのかどうか、あわせて御回答いただければと思います。

○八神政府参考人 お答え申し上げます。

第一回の介護技能評価試験、介護日本語評価試験につきましては、今委員御指摘ございましたように、四月の十三日及び十四日にフィリピンで実験につきましては、現時点既に定員に達する心募がございまして、現在、申込みの受け付けを締め切っている状況にあると承知しています。試験実施主体ですが、プロメトリック株式会

社、これは、国際交流基金が四月から新たに実施する国際交流基金日本語基礎テストの実施主体に選定をされており、実績のある主体であると考えております。

CBT試験の不正対策ということですが、プロメトリック株式会社は、二十年を超えるCBTの運用実績で蓄積されたノウハウを活用し、CBT方式による試験の実施と不正防止に関する十分な研修を受けた試験監督員を配置した上で、試験前の本人確認、私物のチェック等を行うとともに、監視カメラによる試験実施中の監督を徹底すること等により、試験の適切な運営を図っていくといふことでございます。

○石原(宏)委員 宿泊分野についてもお聞きします。試験の実施主体の一般社団法人宿泊技能試験センターとはどのような団体でしょうか。また、四月の十四日には国内各地で、札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡で試験が実施されますけれども、応募人数はトータルで何名程度か、教えていただけますでしょうか。

○金井政府参考人 お答えいたします。

宿泊分野の試験実施主体であります一般社団法人宿泊業技能試験センターにつきましては、これは、宿泊関係の四団体でございます、一般社団法人の日本ホテル連盟、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会及び一般社団法人日本旅館協会が、共同で昨年九月に設立した団体でございます。

また、国内の試験の応募状況でございますけれども、同センターからお伺いしているところでございます。宿泊分野の試験実施主体であります一般社団法人宿泊業技能試験センターにつきましては、これは、宿泊関係の四団体でございます、一般社団法人の日本ホテル連盟、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会及び一般社団法人日本旅館協会が、共同で昨年九月に設立した団体でございます。

○葉梨委員長 農水省小野官房審議官。もう時間ですか、早く。

○小野政府参考人 お答え申し上げます。

予定入数に届くかということですけれども、一回目は四月に日本でやる、海外でも二回程度、国内でも二回程度予定されていまして、それに沿うような形で進めたいというふうに思っております。

○石原(宏)委員 四百六十六名ということで、実際につきましては、昨日の三月二十五日時点で四百六十六名となつてござります。

また、国内の試験の応募状況でございますけれども、同センターからお伺いしているところでございます。宿泊分野の試験実施主体であります一般社団法人宿泊業技能試験センターにつきましては、これは、宿泊関係の四団体でございます、一般社団法人の日本ホテル連盟、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会及び一般社団法人日本旅館協会が、共同で昨年九月に設立した団体でございます。

けられるということではないかというふうに思います。

次に、外食分野について質問をさせていただきます。

試験実施者の一般社団法人食品産業技能評価機構というのはどのような団体ですかといふことと、あと、受験者数が、四月の二十五日に試験をやるんすけれども、東京で百七十名、そして大阪で百六十八名という定員になつております。

ちょっとお伺いしたいのですが、初年度の外食の受入れ人数の見込みというものは四千人から五千人なんですが、この試験だけだと三百数十名ぐらいいで、もちろん、海外での試験も予定されて、秋にも予定されているんですけども、実際に四千人から五千人を考えているのにちゃんとそろのうのはどうか、人数がちゃんと予定どおりになるのかどうか。先ほど、宿泊の方は四百六十六人がもう応募しているということで、九百五十人から五千十人でしたから、できるという感じがするんですけども、外食の方は、ちゃんとそれで人数が、初年度の四千人、五千人にいくのかどうか、お答えいただければと思います。

○葉梨委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○階委員 国民民主党の階猛君。

きょうは平成最後の三月二十六日ということになりますが、もうすぐ新しい元号も決まります。昨年では平成最後の何とかという言葉がちまたではよく聞かれるんですけど、もうすぐ新しい元号が決まるれば、その新しい元号最初の何とか、こういう言葉がまたあふれてくると思うんですね。

ところで、内閣から出されているこの法案、民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案、これはもうすぐこの委員会でも審議がされるんだろうと思つてますけれども、その中で、この法案が成立したときの法律番号、法律番号といふのは、平成の時代に成立したものであれば、例えば平成三十一年法律第何号というような形になるわけですねけれども、我々がこれから審議していくいただきたいと思つたので終了させました。

○石原(宏)委員 時間が参りましたので終了させました。

時間が参りましたので終了させました。

制度の経過を、引き続き法務委員会の一般質疑の制度について、いかなければいけないと思いますし、きょう御説明をいただいて、大変お世話になります。そこで、私これをめくつてみますと、三十

持っている点だと思いますので、広報の方もしっかりとやりやついただきたいと思います。

質問を終わります。ありがとうございました。

○葉梨委員長 以上で石原宏高君の質疑は終了いたしました。

午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十二分休憩

午後一時開議

○葉梨委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○階委員 国民民主党の階猛君。

きょうは平成最後の三月二十六日ということになりますが、もうすぐ新しい元号も決まります。昨年では平成最後の何とかという言葉がちまたではよく聞かれるんですけど、もうすぐ新しい元号が決まるれば、その新しい元号最初の何とか、こういう言葉がまたあふれてくると思うんですね。

ところで、内閣から出されているこの法案、民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案、これはもうすぐこの委員会でも審議がされるんだろうと思つてますけれども、その中で、この法案が成立したときの法律番号、法律番号といふのは、平成の時代に成立したものであれば、例えば平成三十一年法律第何号というような形になるわけですねけれども、我々がこれから審議していくべきだと思います。

○石原(宏)委員 時間が参りましたので終了させました。

時間が参りましたので終了させました。

制度の経過を、引き続き法務委員会の一般質疑の制度について、いかなければいけないと思いますし、きょう御説明をいただいて、大変お世話になります。そこで、私これをめくつてみますと、三十

ひよつとすると新しい時代の第一号の法案がこれになるかもしれない、こういう状況です。

ところで、私これをめくつてみますと、三十

ページというところに、この法律が成立した後、法律番号が平成三十一年法律第何号、第何と

か号のところは空欄になっています。平成三十一年

年とあらかじめ印字してあるんだけれども、本当にこれでいいんでしょうかということなんですね。

もうはなから国会では平成三十一年中に成立し、そして公布するんだというふうに決めてかかっているのであれば、それは国会監視であるし、問題だし、逆に、それはどうなるかわかりませんといふことであれば、はなからここに平成三十一年と書くべきではないし、いずれにしても問題だと思っています。

まず、なぜ平成三十一年法律第何とか号というふうに条文上なつてているのか。これは民事局長でいいですか。お答えください。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。

一般に、内閣提出法案につきましては、その法案の規定の中で未公布的法律に付される法律番号を引用する際には、その法律案が提出された年を付しまして、例えば、平成三十一年法律第ブランク号などと記載するのが慣例になつております。このことは、法律案の規定の中で、当該法律案が成立した際に付される法律番号を引用するというケースにおきましても同様でございます。

この国会に提出いたしました民事執行法改正案におきます記載は、このよな慣例に倣つたものでございます。

○階委員 では、仮にこの法案が新しい時代になつて成立された場合、今この文言は変わらないといふことですか。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。

この民事執行法の改正案におきます平成三十一年法律第ブランク号の記載をしておりますけれども、この改正案が平成三十一年四月中に成立しなかつた場合のこの記載の取扱いにつきましては、関係各所とも相談の上で検討する必要があるものであると認識しております。

○階委員 ということは、どうなるかわからないということなんですね。

どうなるかわからないんだつたら、平成三十一年といふところ自体もブランクにすればいいん

じゃないですか。なぜそうしないんですか、お答えください。

○小野瀬政府参考人 先ほど申し上げましたとおり、内閣提出法案につきましては、未公布的法律に付される法律番号は法律案が提出された年を付すという、その慣例に倣つたものでございます。

○山下国務大臣 これは、こういつた提出時の慣例で、その後、引用をするときにどのような略称に使うことを使わせていただいたというものでございます。

○階委員 おまけに、御丁寧に、その下を見ますと、以下平成三十一年改正法というところまで書いているんですね。

これはこのまま条文が残る可能性もあるようになります。さつきのお話でしたけれども、非常に何か見覚えが悪いですね。もしこれが新しい時代になつて最初の法律になつた場合に、平成三十一年改正法という、これはちょっとおかしいでしよう。

だから、これぐらいの訂正だつたら、私は別に野党だつて反対するとは思えないし、やるべきではないでしよう。

○小野瀬政府参考人 済みません、先ほど私、提出を三月と申し上げましたけれども、二月の誤りでございました。

先ほど申し上げましたとおり、提出された年を付すという慣例に従つておりますので、私どもといたしましては、法案としましては平成三十一年という記載にさせていただいておるというものでござります。

○階委員 慣例ですから、別に拘束力はないわけです。

大臣、今のやりとりを聞いていて、もしこの法案が成立した日がちょうど時代の変わり目で、もしくは書かれた年がかかる年と重みが違うと思うんですね。私は、慣例がないことなので、ここは、平成三十一年とはなから決めて、平成三十一年改正法というふうに条文に書いていますよ。修正するなら修正するということ

でこの場で言つていただければ、タイミングについてはもちろんいろいろなタイミングはあるんですけど、書きかえないと選択はないと思うんですが、書きかえないので、そうしたことちやんと

のは、私はおかしいと思います。
ということで、御見解をお願いします。

○山下国務大臣 これは法律の特定の方法として、元号とまた年数、そして法律第何号というところで特定しているんだろうというふうに考えておりますので、それをちょっとこの場で申し上げます。

これは、法務省がこの法律に限つてやつたことは、提出時は例え平成二十七年でありますけれども成立は二十九年だつたというような場合には、当然、審議の過程で、二十七年法というのを二十九年法というふうに変えるわけです。

こういったことは多々あろうかと思われますので、そういうた取扱い、これは国会一般的の取扱いの慣例によるものですから、それも検討した上で考えたいと思っております。

○階委員 さつきから慣例という言葉が言われておりますけれども、慣例はないですよね、これが初めてのケースじゃないですか。あらかじめ元号がいつ変わるというのはわかつていて、それで、その直前に法案が提出され、そして変わり目で成立するかしないか、微妙なときになつていて、これは慣例はないと思いますよ。

元号が変わるかどうかという話ですから、年度がかかるとか、西暦の年がかかるとかとはちょっと重みが違うと思うんですね。私は、慣例がないことなので、ここは、やはり法をつかさどる法務大臣として、あるいは国務大臣として、しっかりと整合の条文上の書きぶりですね、平成三十一年改正法、これが食い違うようなことがあると、せつかの新しい時代の第一号の法律が、ちょっと整合がとれなくて見ばえが悪いんじゃないかなと思います。

慣例がない話ですので、ぜひこれから御検討いただきたいと思っております。最初の方で、他の省庁ともいろいろな絡みがあるというお話をありましたので、これはぜひ内閣の方で御検討いただきたいと思います。よろしいですか。

○小野瀬政府参考人 御指摘の、三十一年四月中に成立しなかつた場合のこの記載の取扱いにつきましては、関係各所とも相談の上で検討してまいりたいというふうに考えております。

○階委員 では、きょうはこの程度にして、もう一つ積み残しの問題がありましたので、最高裁に来ていただいております。

最高裁、この間の家庭裁判所での殺人事件について、警備体制に不備があったのではないかといふ問題意識をお伝えしたと思います。

不備があつたかどうかという前に、事実関係ですね、警備の人員がこれまでどうなつてきたのか。同じ質問ですので繰り返しませんが、ファクトだけ、まず教えてください。

○村田最高裁判所長官代理者 まず、警備業務に従事する守衛の減少数でございます。

前回、平成二十九年から平成三十年にかけての守衛の減少数、十六人とお答えしたんですねけれども、これは下級裁判の人数でございまして、このほかに最高裁の減少もございましたので、平成二十九年度から平成三十年度にかけての東京家庭裁判所においては入院時に所持品検査を実施しているところでございりますけれども、東京家庭裁判所においては入院時に所持品検査を実施しているところでございりますが、今回の事件は、被害者の方が東京家庭裁判所に来院した、建物に入ろうとした際に、 庁舎の外にいた加害者が走り寄ってきて、所持品検査場より手前、被害者が玄関の中に入ろうか入るまいかという、その玄関入り口付近において加害行為があつて、その後、加害者は直ちに建物の外といいますか敷地外に逃走したというふうなところまで、客観的な事実としては確認ができております。

その上で、委員の御質問であるところの平成二十一年度から平成三十年度にかけての全国の守衛の減少数ですが、下級裁判所で百三十七人、最高裁判所分を含めますと全国で百四十五人の守衛の減少となつております。

このうち、東京地裁管内を担当する守衛は十一の減少でございまして、東京家裁管内を担当する守衛は六人の減少でございました。(階委員「ちょっと、まだ質問通告されていますよね、ほのかの数字もありました」と呼ぶ)

その場合の外部委託の予算額でござりますけれども、守衛の削減分と直接の対応関係がないので、そこだけ切り出せないというのは前回申し上げたとおりでございますが、外部委託費を申し上げますと、平成二十一年度は約七億円でございました。平成三十年度が約十四億円、平成二十一年度が約十五億円となつております。

○階委員 今のような数字で、警備業務の人は數定員減少に伴つてかなり減つているということが

わかりました。

その上で、今回の事件に関して、裁判所として警備面等で反省すべき点はないのか、お答えください。

○村田最高裁判所長官代理者 御指摘の件につきまして、亡くなられた被害者と御遺族の方には改めてお悔やみを申し上げます。

その上で、現段階で把握している事実関係でございましてお悔やみを申し上げます。

○村田最高裁判所長官代理者 まず、警備業務に従事する守衛の減少数でございます。

前回、平成二十九年から平成三十年にかけての守衛の減少数、十六人とお答えしたんですねけれども、これは下級裁判の人数でございまして、このほかに最高裁の減少もございましたので、平成二十九

年度から平成三十年度にかけての東京家庭裁判所においては入院時に所持品検査を実施しているところでございりますけれども、東京家庭裁判所においては入院時に所持品検査を実施しているところでございりますが、今回の事件は、被害者の方が東京家庭裁判所に来院した、建物に入ろうとした際に、 庁舎の外にいた加害者が走り寄ってきて、所持品検査場より手前、被害者が玄関の中に入ろうか入るまいかという、その玄関入り口付近において加害行為があつて、その後、加害者は直ちに建物の外といいますか敷地外に逃走したというふうなところまで、客観的な事実としては確認ができております。

その上で、委員の御質問であるところの平成二十一年度から平成三十年度にかけての全国の守衛の減少数ですが、下級裁判所で百三十七人、最高裁判所分を含めますと全国で百四十五人の守衛の減少となつております。

このうち、東京地裁管内を担当する守衛は十一の減少でございまして、東京家裁管内を担当する守衛は六人の減少でございました。(階委員「ちょっと、まだ質問通告されていますよね、ほのかの数字もありました」と呼ぶ)

その場合の外部委託の予算額でござりますけれども、守衛の削減分と直接の対応関係がないので、そこだけ切り出せないというのは前回申し上げたとおりでございますが、外部委託費を申し上げますと、平成二十一年度は約七億円でございました。平成三十年度が約十四億円、平成二十一年度が約十五億円となつております。

○階委員 今のような数字で、警備業務の人は數定員減少に伴つてかなり減つているということが

事件であるというのは御指摘のとおりでございました。

ただ、何かあらかじめ手立てを講ずることによつてこれが防げたのかどうか、そういう意味で落ち度があつたかなかったか、このことについては、詳細な事実関係を把握した上で検討してまいりたいというふうに考えております。

○階委員 私も弁護士なので、家庭裁判所とか何度も入つたことはありますけれども、いつも守衛さんが入り口のところに立っているじゃないですか。あの人たちは何をしていましたですか。

○村田最高裁判所長官代理者 時当立哨をしていました。警備員は中にも外にもおつたんですねけれども、これらの者からの事情は聴取をしております。お

りますが、まだそれで十分かどうかというところ

で、分析の途中でござります。ですので、そこに何か落ち度があつたかなかったか、この辺については、更に詳細を検討して分析してまいりたいと考えております。

○階委員 前回質問して、次、質問しますよとおっしゃると十分に把握できていないところがございまして、警備面等での不備の有無については、いままでの、客観的な事実としては確認ができております。

更に詳細な発生状況、経緯につきましては、な

お関係者から事情聴取するなどして、更に詳細な事実関係の把握に努めておりますので、なお、まだちょっとと十分に把握できていないところがございまして、警備面等での不備の有無については、いままでの、客観的な事実としては確認ができております。

○階委員 今のことについてお尋ねです。そこで事件が起きたときに、警備面等での不備の有無についてお尋ねです。そこで事件が起きたときに、警備面等での不備の有無についてお尋ねです。

のか、これは更に検討してまいりたいというふうに考えております。

○階委員 何のために守衛があそこに立つて、いつも見張っているか。私、弁護士バッジがないと入れてもらえないんですよ。あそこを通してもらえないんですよ。そういうことは事細かにチェックしているのに、刃物を持っていた人はフリー

ですか。おかしいでしょ。

明らかに、私は、警備に問題があつた。その背景に人員を減らしたことが影響あつたのかどうか、そこはわかりませんけれども、警備体制に問題があつたという反省はあるのでしょうか。

○村田最高裁判所長官代理者 外におりました守衛、中にもおりました守衛、いずれからも事情聴取をしておりますが、その中で見落としのようないですか。反省の弁はないんですか。

○村田最高裁判所長官代理者 金然、皆さんには、裁判所に対する信頼が揺らぐことへの危機感とか、そういうのが感じられないんですよ。もっと危機感を持つていたべきだといし、もっと迅速に対応していただきたい。これは何なんですか。人が一人死んでいるんですよ、裁判所の入り口で。とんでもないことがあります。

○階委員 金然、皆さんには、裁判所に対する信頼が揺らぐことへの危機感とか、そういうのが感じられないんですよ。もっと危機感を持つていたべきだといし、もっと迅速に対応していただきたい。これは何なんですか。人が一人死んでいるんですよ、裁判所の入り口で。とんでもないことがありますよ。

法の支配を貫徹すべき裁判所で力の支配が行われた。これは、前回言いましたけれども、あつてはならないことなんですよ。そういう重大なことが起きたという問題意識があれば、今のようないふれはないはずです。そんなんじゃ、質疑を続けられませんよ。眞面目に答えてください。時間は十分与えたはずですから。お願ひします。

○村田最高裁判所長官代理者 当時の目撃状況

私も、家庭裁判所の前で、多分離婚調停を終えた御夫婦なのか離婚した方なのか、トラブルになつていて姿を見たことがあります。そういうときには、警備員が、ここは裁判所だからやめてくださいと割つて入つてとめた、そういう光景も見たことがあります。今回、刃物を持って走つて入ってきた人を、何でとめられないんですか。

○階委員 今のことについてはどう考

えてますよ。

○村田最高裁判所長官代理者 申しわけございません、警備員の属性については把握しておりませ

ん。（階委員「だめだ、そんなんじゃだめだ、質問できないよ、いいかげんですよ」と呼ぶ）

○葉梨委員長 村田局長、現時点ではなかなか調査し切れていないという答弁なんだけれども、早くにちゃんと、大事な事件ですから、やりますと

いうことをちゃんと言つてください。

○村田最高裁判所長官代理者 委員御指摘のとおり、大変重大な結果をもたらした事件であるといふことは我々としても受けとめておるところでござります。ですので、慎重に検討をさせていただいているところどころでございまして、もう少しお時間をおいたときまして、分析の後、また御報告させていただきたいというふうに思います。

○階委員 では、しっかりと文書の形で、証拠に基づいて説明をして、そして、反省すべき点があれば反省すべき点もちゃんと記載していただきたいと思います。そこは重々肝に銘じてください。

そうしたものがきっちりそろわなければ、裁判所への信頼は回復できないと思いますよ、安全面の信頼は。そこは重々肝に銘じてください。

さて、四月一日から新しい外国人の受入れ制度が始まります。

一月二十三日の閉会中審査、私も質問しましたけれども、ほかの委員からも、地方から都市部に流出してしまうのではないかということで、地方の人手不足は解消に至らないんじゃないかという問題意識から質問がされていたわけです。佐々木

政府参考人の方からは、状況に応じた対応、調整を早急に講ずるとか、協議会による大都市圏での受入れの自粛要請や、人材引き抜きの自粛要請なども期待できる、あるいは、転職に伴う在留資格変更の必要性等の厳格な審査を行うといったようなことが答弁としてありました。大臣もそうした趣旨の答弁をされていたと思います。

まず、状況に応じた対応とか調整というのは具體的方法が明らかではないと思いますし、自粛要請について言えば、受入れ側が自粛し

たとしても、働く外国人は拘束できないはずですし、実効性がないと思います。それから、在留資格変更の厳格な審査というんですけれども、どうぞ

いう審査を行なうのか、これも明らかではないと思

います。

もう一步具体的な内容、あるいは実効性のある内容をここで説明していただく必要があると思います。大臣からの御答弁をお願いします。

○山下国務大臣 まず、大都市に外国人材の受入

れが過度に集中しないようにすること、これはもう政府としてもこの問題意識は共有しているところです。

その全体像から申上げますと、今、大都市に集中するのではないかというふうに言われて

いることについて、一つは、やはり地方にちゃんとした受皿があるのかという点がございます。そ

の地方における受皿をしっかりとつくるという意味において、例えは、ワンストップで外国人が理解

できる言語で情報を受け取れる、地方公共団体における一元的相談窓口の整備支援であるとか、あ

るいは、外国人の受入れ支援や共生支援を行う受皿機関の立ち上げなど、地方公共団体が行う先導的な取組に対する地方創生推進交付金などによる

支援などをしていくべきだと考えております。

そして、都会でなければ外国人の快適な受入れが成らないというのがあるのであれば、そうした

ことのないよう、さまざまマニュアルであるとかそういうものをつくらせていただく。

一方で、実際に地方で就労することの魅力、こ

れも周知していく必要があろうというふうに考

えております。

というのは、東京で働くということは、確かに賃金は高いかもしませんが、家賃であるとか、あるいは、言葉が通じないといいますか、言葉が

それほど日本人並みではない外国人にとって、苦痛なもの一つに通勤がございます。長時間電車に揺られて来るという都會がよいのか、あるいは、地方ならではの、例えば企業における人的

な関係であるとか、そういうものを周知させていくということになろうかと思います。

そして、御指摘の協議会については、これは分野別の所管省庁も加わっていただけで、もちろん

我々法務省等の規制所管庁も加わさせていただけで、人手不足が深刻な分野について、全国的に人手不足の状況や偏在の状況を把握して、それについて適正な配分というか、やはり協議会全体としては、一つの地域だけがどんど突き抜けて伸びるということは望んでいないわけでございます。

そうした中で、例えは、自主的な取組の一つとして、自粛等ということがあり得るのかもしれない、協議会の中ですね、というふうなことも考

えております。

また、法務省が行う厳格な審査というのは、例えは、地方から都會に移る場合に、要是引き抜き

とか、本来、要するに、仲介とかそういうことをしてはならない者の仲介により転職をするという

ことが散見される場合があろうかと考えます。そ

ういった場合には、受入れ機関の変更というの

は、これは在留資格の変更になりますので、そう

した際に、どのようなきっかけで変更するのか。

その際に、本来、職業紹介等を行えない者が関与

しているというようなことが判明したら、そのこ

変更については、厳しい審査として、場合によつては認めないというようなことも考えておきます。

と考えております。

○階委員 そうすると、それこそ、より高い賃金を求めて転職しましたという場合は、別に引き抜かれているわけでもないわけで、本人の自発的な

意思だから、それはその厳格な審査でも防ぎようがないですね。確認まで。どうでしょ。

○山下国務大臣 基本的に、そういった審査の要件を満たしているのであれば、これは資格変更を認めることにはなります。

ただ、その分、従前勤めているところの人間関係であるとか、そういうたるものも周知させていただけるということのメリット、これもしっかりと伝えていきたいと考えております。

○階委員 そうはいつても、外国の方は、もともとその地域に地縁、血縁があつたわけでもなく、やはり一番の目的はお金稼ぐということで来られている。となると、やはり待遇がいいところにどうしても流れるんじゃないかなと思います。

○山下国務大臣 まさに厚労省にも来ていただいているけれども、例えば介護報酬という場合は、国の制度上、都市部の方が最初から高く設定されているわけですね。こうした中で、ほかの業種よりも更に外国人材が大都市圏に集中してしまっているのではないかという懸念があるんですけども、厚労省参考人、いかがですか。

○諒訪園政府参考人 お答え申し上げます。

介護報酬につきましては、法律上、事業所が所

在する地域等も考慮した、サービス提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定することとされおりまして、人件費の地域差を介護報酬に反映するための仕組みとして、地域区分を導入してきております。

○諒訪園政府参考人 お答え申し上げます。

介護報酬につきましては、法律上、事業所が所

在する地域等も考慮した、サービス提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定することとされおりまして、人件費の地域差を介護報酬に反映するための仕組みとして、地域区分を導入してきております。

ただ、いずれにしましても、今、厚生労働省としましては、各都道府県におきまして、全四十七都道府県で法務省主催説明会において参加するなどにより、あるいは、都道府県の部長会議等におきまして、介護分野における外国人材受入れの趣旨や取組などについて四十七都道府県の周知を進めるとともに、地域医療介護総合確保基金を活用した都道府県の人材確保のための取組等を厚生労働省のホームページに掲載するということを、

○階委員 介護の場合は、公務員と同じように、やはり地域間の格差が、もう制度上そくなっていますから、例えば協議会で相談して、この地域は給料が高過ぎるから少し減らしたらどうか、そんなことはできないですね。そして、全体をならして人が都市部に集まらないようにということはできないですね。

それと、協議会で自肅要請するなんでもあるようですが、先日、黒岩さんの質問だったか、どなたかの質問だったか、三月十二日の厚労省の答弁の中で、外国人材の受入れをする施設、大体全国で十一・三万カ所と言つていました。

この十一・三万カ所、協議会に全部入つてきて、コントロールできるんですかね。十一・三万カ所、あなたのところは多過ぎるから減らしなさいとか、自肅しなさいとか、そんなことができるんですかね。そもそも十一・三万カ所で協議会ついて、どんなふうに運営するのか見当もつかないんですけれども、そのあたりはどのように考えていらっしゃいますか。お答えください。

○諏訪園政府参考人 お答え申し上げます。

協議会の具体的な進め方につきましては、今後、それぞれの事業所がサービスごとに所属する協会などございますので、そうした関係団体を通じて、具体的な運営のあり方について検討を進めています。

○階委員 四月一日から始まるこの新しい制度、今の段階で、協議会のあり方、どういうふうに運営していくか決まっていないといふことなんですが、それでいいんですか。おかしくないです。

○諏訪園政府参考人 お答えいたします。協議会につきましては、今年度中を目途に立ち上げるということで現在調整しております。そうした中で、委員御指摘の具体的な議論の進め方、これについて検討、調整しているところでございます。

○階委員 十一・三万の施設が協議会に入つて、

本当に適切な受入れ体制、地方にもちゃんと人が

行くような体制を整えられるのか、非常に疑問です。

そういう中で、やはり、私ども提案しているよをどのように配分するかということも議論した上で地方の枠というのは決められるというふうにも思いますが、そういうことで、協議会に全部丸投げしないで、あくまで協議会からは一次的なニーズを上げてもらう場ということにして、最終的に

は法務省が主体的に、地方ごとあるいは受入れ機関ごとに受入れ枠を決めた方が、私は、都市部に集中しない実効的なやり方というものが確立できるのではないかと思いますけれども、法務大臣、お願いします。

○山下国務大臣 まず、特定技能制度においては、分野というのが、これは人手不足が深刻で外国人の人材の受入れが必要な産業上の分野ということで法定されているということで、地方によつて区分けするということは法律上求められておりません。

それは、やはり在留資格というのが、これは日動を定めるものであるということ、加えて、仮に御指摘のように地域ごとの上限を定めるということについては、要は、地域というのを、例えば都道府県ごとにするのか、あるいは、例えば東北なら東北、北海道なら北海道という、より広い形にするのか、あるいは、その地域ごとにおいて、客観的、合理的な共通指標を適切に設定することができるのか、上限を適切に設定することができるのかなどの課題があるものと考えております。

例えば、ある地域において新しく大規模な工場が新設されるといったときに、地元の方も、国内人材も活用していただくんですが、そういった中で、人手不足の状況がその地域に新たにでき得る

といふこともあります。細かい地域ごとの上限設定では、実際に、分野別運用方針では五年先の上限として運用するわけですから、そうした細かい区分けでは適切な配分というのが果たして可能なのかといったような疑問もございます。

また、受入れ機関ごとの上限設定についても、やはり、受入れ機関ごとにどういった指標を設けるのかというふうな問題、そういうふうな問題がありますので、私どもとしては、この分野別運用方針において、分野ごとに、今後、向こう五年受け入れる数、これを上限として運用させていただくという限度において、あとは、協議会等における自主的な取組であるとか、あるいは地方の魅力を増していく、あるいは地方に暮らした方が手残りが多いというようなこともあります。そうしたことでもしっかりと周知していくという形で、大都市の偏在というのを防ぎたいと考えております。

○階委員 今、地方ごとの枠を決めるのは難しいんだという理由について述べられているんですけど、これは一月二十三日の我が党の源馬委員の質問に対する答弁の中で、大臣は、各地域における人手不足も加味した上で、分野別運用方針に記載されている五年の受入れ見込みなどいふのも判定している、こうお答えになつています。

つまり、今回の五十四万という数字は、ボトムアップで、地方のニーズ、地方の人手不足、こうしたものを積み上げていつて出された数字だというふうに私は受け取つたんですね。だとするならば、地方ごとに、この地域は何人ぐらい必要なのかということもわかつてはいるはずだから、それを前提にして地方ごとの枠といふのは決められるのではないかと思うんですよ。なぜできないのか、私はよく理解できないんです。

もともとのこのたてつけ、三十四万人に至つた、地方の人は手不足も加味して決められていく

方ごとの枠といふのは決められると思いますが、いかがでしょうか。

○山下国務大臣 お答えします。

もちろん、地方の事情も加味して、その三十四万という数字は、三十四万五千百五十人ですね、定めたというのがござりますけれども、これに入れ機関ごとに一定の枠を設ける。

例えば、分野別の協議会の場でそういう全体枠をどのように配分するかということも議論した上で地方の枠というのは決められるというふうにも思いますが、そういうことで、協議会に全部丸投げしないで、あくまで協議会からは一次的なニーズを上げてもらう場ということにして、最終的には受け入れられませんというふうな上限を設けるということが果たして適當かどうか、客観的な指標ができるのかどうか、そういうことがあらうかということで、先ほどのように答弁させていただいたわけでございます。

○階委員 やはり全国で三十四万というパイがあるわけですね。パイがあるわけで、それをいかにバランスよく切り分けていくか。そのためには、何ら、物差しというか、あるいはミシン目という程度ミシン目なり物差しなりといふのをつくつておいて、それに基づいて配分する方がいいのか。私は、後者の方が、地方の人材不足解消には資すると思つています。

ちょっと、質問の流れで、通告の九番目の話に飛びますね。地方の人材不足解消に資するようにするためには、ワントップセンター、相談窓口の話、あるいは受皿機関、こうしたこともやるんだというのも、さつき御説明ありました。ところで、この委員会でも、地方に丸投げではないかと何人かの委員が指摘されていましたけれども、私、きのうレクで法務省の方に来ていましたので、びっくりしました。各都道府県に四十七個ワントップセンターをつくるんだと言つておつたので、じゃ、岩手県はどこにつくるんですか。いや、それは把握していません。把握していないんですよ。

あるいは、これは朝日新聞の記事ですけれども、ワントップセンターの整備費の交付金の申

請、まだ数が少ないみたいですね。こういう中

で、本当にワントップセンターというのが機能するんだろうか。法務省が司令塔の役割を果たすと言っていますけれども、全然果たされていないのではないかと思います。

全国約百ヵ所、百ヵ所を上回っていると思いますけれども、その外国人の相談窓口、ワントップセンターの準備状況が本当はどうなっているのか、これを具体的に御説明ください。

○山下国務大臣 お答えいたします。
この交付金、一元的相談窓口の設置、拡充について交付金により財政支援をするということです。これは二通りございまして、一つは整備費として三十年度の補正予算で十億円、運営費として三十一年度予算案で十億円計上されております。整備費については満額、運営費については半分ということで、それぞれ上限一千五百万までということです。

さいますが、整備費については三月十五日まで、運営費については三月二十日まで、それぞれ公募を行ったところでございます。
そうした中で、交付金の対象となる地方公共団体は全部で百十一団体でございます。そして、このうち、整備費又は運営費のいずれか、あるいは双方について申請した地方公共団体は六十八団体に達しております。内訳について、整備費については三十七団体、運営費については六十二団体であります、重なる団体もございますが。

そうした中で、まだ申請していない団体につきましては、これは、受け取ることとなる交付金を予算に計上して議会の承認を得るなど所要の手続を行う必要があるということが理由だというふうに承知しております。
そういうたさまざまなものから今回の申請期間中に申請に至らなかつた団体もあるということでございまして、私どもとしては、四月以降に予算措置をしても窓口の整備を実施したいとする地方公共団体も多数あると考えておりますので、そうした地方公共団体の事情にも配慮し、必要な繰越し手続をとつた上で、二次募集を行えるよう努め

てまいりたいと考えております。

○階委員 司令塔なんだから、尻をたたいて、しっかりと四月一日に間に合わせるとやらなくちゃだめじゃないですか。

ちなみに、岩手県もこの窓口をつくられるようされども、どこにつくられるんですか。把握されていますか。

○山下国務大臣 済みません、ちょっと私に質問通告がなかつたので、今ちょうどこの時点では私自身把握しておりません。

ただ、各都道府県において、どこに設置するのかということは、國から決めるのではなくて、各都道府県によって、最も適切と思われるところ、岩手県、大慶広いございますから、そういうふうに設置することで、どこに設けるのがよいのかということは各地方自治体にお任せしているというところでございます。

○階委員 四月一日から法律が始まつて、新たな外国人の受入れ制度をやらないと大変なことになると、秋の段階でおつしやつていただじやないですか。

そこで、これを進めるためにもこの相談窓口は重要な役割を果たすものとおっしゃつていただじやないですか。

どこにつくるかは自治体に任せていいと思います。

よ。でも、今の段階で、どこにつくる予定かといふのも把握されていないというのはどういうことなんでしょう。

きのうの段階では、事務方は、わかつていな

い、地元に任せているという話でした。というこ

とで、四十七都道府県、全然把握していないんじゃない

じゃないですか。きのうの段階ではそう答えていました。

○山下国務大臣 説明に伺つた者がどのような説明をしたかということをさいますが、他方で、

岩手が今どういう状況かということは、今、私自身承知しておりますけれども、そういうふうに各地方自治体でどこに置くのだということについてます決めていただく必要があるということでありまして、そういう情報は、もちろん決まり次第、我々も収集させていただいて、必要なところ

で周知させていただきたいと思っております。

○葉梨委員長 階君、まとめてください。

○階委員 これで質問を終わりますけれども、きのう、そういうやりとりをして、私の方から、四十七都道府県、それぞれの相談窓口をどこに設置されるのか一覧表で出してくださいということです。出しますと言つて、来たのがこれですよ、都道府県四十七団体。何県はどこの場所とか一切書いていませんよ。それが、この時期ですよ。もう四月一日から始まるうとする段階で、まだ場所する法律省として把握していません。とんでもないと

思いますよ。これで四月一日から法律の制度を始められるのか、また、そもそも急ぎ必要があつたのか、甚だ疑問ですということを申し上げまして、質問を終ります。

○葉梨委員長 以上で階君の質疑は終りました

次に、串田誠一君。

○串田委員 日本維新の会の串田でございます。

質問の前に、つい一時間前に拉致特別委員会が設定されまして、あしたから拉致特別委員会が始まるんですけど、大臣にちょっと一つお聞き

をしたいんですが、この委員会に参加している

方も、もう皆さん、この日本の拉致問題というの

は早急に解決をしたい、全員が早く生還してもらいたいと思っていらっしゃると思うんです。

そういう中で、今この日本は、アメリカから拉致の常習国としてホームページに挙げられています。そしてヨーロッパからも、先月は子どもの権利委員会から、子の連れ去りの法律の改正をしろという勧告がある。そして、今月の頭にはフランスの国営放送で日本の拉致が特集された。そし

て、今月の二十九、三十日にはイタリアの有名なテレビ局が取材に来ると言われています。

こういうようなことが、日本のこの拉致問題にてます決めていただく必要があるということでありまして、そういう情報は、もちろん決まり次第、大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○山下国務大臣 委員の御指摘は、アブダクション、これをどう訳するかというふうなことなんだと関してマイナスになつてあると思わないでしようか。

岩手が今どういう状況かということは、今、私自身承知しておりますけれども、そういうふうに各地方自治体でどこに置くのだということについてます決めていただく必要があるということでありまして、そういう情報は、もちろん決まり次第、我々も収集させていただいて、必要なところ

で周知させていただきたいと思っております。

○葉梨委員長 階君、まとめてください。

○階委員 これで質問を終わりますけれども、きのう、そういうやりとりをして、私の方から、四十七都道府県、それぞれの相談窓口をどこに設置されるのか一覧表で出してくださいということです。出しますと言つて、来たのがこれですよ、都道府県四十七団体。何県はどこの場所とか一切書いていませんよ。それが、この時期ですよ。もう四月一日から始まるうとする段階で、まだ場所する法律省として把握していません。とんでもないと

思いますよ。これで四月一日から法律の制度を始められるのか、また、そもそも急ぎ必要があつたのか、甚だ疑問ですということを申し上げまして、質問を終ります。

○葉梨委員長 以上で階君の質疑は終りました

次に、串田誠一君。

○串田委員 日本維新の会の串田でございます。

質問の前に、つい一時間前に拉致特別委員会が設定されまして、あしたから拉致特別委員会が始まるんですけど、大臣にちょっと一つお聞き

をしたいんですが、この委員会に参加している

方も、もう皆さん、この日本の拉致問題というの

は早急に解決をしたい、全員が早く生還してもらいたいと思っていらっしゃると思うんです。

で勧告が出されているんですよ。こういうようなことをこの国だけで勝手に解釈して、これは別の拉致なんだ、これは大した拉致じゃないんだと言つてはいるということ自体、これはおかしいと思ひます。

大体、この日本の拉致の問題は、国際世論あるいは皆さんの協力を得て解決をしていかなければなかなか解決できないと思いますよ。今回だけ米朝会談でトランプ大統領にお願いしているわけですから。そのトランプ大統領が国内の議会だけ一生懸命やるということ自体、アメリカの国内は納得するわけないじゃないですか。まずは国内の問題を解決しろと言わられて当たり前だと思ひます。

私は、そういう意味で、拉致の特別委員会の一員として、とにかくこれに全力を擧げるために日本国内がこの問題に関して、とにかくマイナスになるような要因は全部省いていかなければ、これは何年もかかるといふんですから、解決できないわけで、そんなふうに、国内は、これは親の場合だから連れ去りで、拉致とはまた違うだと言つてはいるというのは、私はこれはちょっと違うなどいうのをまず申し上げておきたいと思います。それでは、通告どおりの質問をさせていただきますが、窃盜罪というのはなぜ処罰されるんでしょうか。

○小山政府参考人 犯法二百三十五条の窃盜罪、これは他人の財物を窃取することを要件とする犯罪でござります。

○串田委員

設けなくて

とられたら個人間で解決させればいいじゃないですか。何でわざわざ國が刑事罰を科すんですか。

○小山政府参考人 お答えをいたします。

他人の財物を窃取する行為につきましては、個人の社会生活にとっての財産の重要性に鑑みれば、これは私人間の解決に委ねるのではなく、國家による処罰の対象とすべきものと考えております。

他の人の財物を窃取する行為につきましては、個人の社会生活にとっての財産の重要性に鑑みれば、これは私人間の解決に委ねるのではなく、国家による処罰の対象とすべきものとして犯罪とされるものの典型でございまして、通常は处罚の対象としているのではないかと考えているところでございます。

他の人の財物を窃取する行為につきましては、個人の社会生活にとっての財産の重要性に鑑みれば、これは私人間の解決に委ねるのではなく、国家による処罰の対象とすべきものとして犯罪とされるものの典型でございまして、通常は处罚の対象としているのではないかと考えているところでございます。

○串田委員 物を盗まれたときに、自分の物を持つていつた人間を見つけて、たまたまよそに向いているから、それを自分で取り返してきた、これは犯罪になるんですか。

○小山政府参考人 犯罪の成否は捜査機関により

収集された証拠に基づき個別に判断されるべき事柄でございまして、一概にはお答えいたしかねますが、あくまで一般論として申し上げますと、刑法二百四十二条におきましては、自己の財物であつても他人が占有するものであるときは他人の財物とみなすこととされており、一般に、財物の所持者が法律上正当にこれを所持する権限を有するかどうかは問わないものとされています。

○串田委員 今、それが起訴されるかどうかはわからないにしても、その趣旨というのは、自救行為をしてはならない、なぜならば、物を盗んだ場合はちゃんと窃盜罪という規定があるから、だから、その規定に従つてやついくといふことが趣旨なのであって、それを使わずに自分でそれを取り返してきてはいけないという趣旨であると思ひます、それで構いませんか。

○小山政府参考人 個別の事案におきまして、どういう場合に犯罪が成立するかにつきましては非常に難しい問題がござります。

先ほど申し上げましたように、重ねてになりますが、それでも、一般論として申し上げて、刑法二百四十二条においては、自己の財物であつても他人が占有するものであるときは他人の財物とみなすという規定があるといふところで御理解をいただきたいと思います。

○串田委員 そういふ自由はもうないんですよ。

○串田委員 外國で、他人の物を盗んでも、それがどうかしたんですかと言わわれているのと一緒なんですよ。

してあるものではございませんで、窃盜を処罰していない國の存否は承知していないところでございますが、いずれにいたしましても、窃盜は自然犯、これは性質上社会倫理に反するものとして犯罪とされるものの典型的でございまして、通常は处罚の対象としているのではないかと考えているところでございます。

○串田委員 今、子供の共同養育をする場合には共同監護法というものが締結をされていまして、共同で養育をする、例えばアメリカの場合には共同監護法というものが締結をされていまして、共同で養育をする、例えばアメリカの場合には共同監護法というものが締結をされていまして、この子どもの権利条約に対しても批准している国は百九十六カ国、ほぼ全世界の国が批准をしている。そして、子供の共同養育を認めていない国というのは恐らく日本と北朝鮮だけ。まあ、トルコは宗教的に違うかもしれませんのが、日本と北朝鮮だけが単独親権というふうにくぐらっています、この言葉の定義は別にしても。

私が言いたいのは、窃盜罪の保護法益は、誰もがこれは守つてくれると思っている、これを守つてくれない国はないんだと思っています。ですか

うかをチエックするなんという人はいないわけですよ。「地球の歩き方」にも書いてあるわけじゃない、当たり前だと思ってる。そういう意味

で、全世界の百九十六カ国が子供を連れ去つては共同養育を侵害するということで処罰をしてい

るのが当たり前だと思っている、そういう人たちが、この日本に来たときにも当然守つてくれるだ

ろうと思うんじゃないですか。それを、日本はちゃんと、連れ去りについて刑事上、例えば刑法二百二十四条で未成年者拐取罪として成立をするという理解でよろしいでしょうか。

○小山政府参考人 犯罪の成否は捜査機関により

ときに日本人としてはその後どういうふうな対応をしたらしいのか、きょう外務省の方にも来ていただいているので、お答えいただきたいと思います。

○森野政府参考人 今先生がおっしゃつたとおり、国際社会において一般的に窃盗が犯罪として各の法律で規定されていることが言えると思いますが、仮に渡航先の国の法律上窃盗が犯罪とされておらず被害を受けてしまったという邦人から大使館において対応を求められた場合、その内容によっては当該国に対して窃盗品の返却を確保するよう申出を行うなど、可能な範囲で対応を行うこととしております。

ただ、もちろん防犯そのものがそもそも重要でするので、外務省としては、防犯、回避に役立つような基本的な情報を外務省の海外安全ホームページに掲載して、注意喚起を行つてあるところでございます。

○串田委員 世界じゅうが認めて保護されているものが、よもや日本では保護されていないとは思わない。

これは、世界じゅうがそうだからと言つてはだけじゃないんです。日本が一九九四年にこの条約を批准しているんですよ、共同で養育をするところに基づいて、世界じゅうの国がこれについたつた法律になつていて、日本が、役所に相談したら、それがどうかしましたか。そうしたら、自分の国、例えばアメリカだったら、アメリカの国務省に相談する。どうしようもないんですよ、日本は約束を守つていないから。それで、大使館に行く。どうしようもないんですよ、日本は守っていないと言うしかないんです。そういう人間が、今度、もうこの国は守つてくれないからといつて自分でそれを取り戻す。これはほかの国だったら正当防衛とか緊急避難になるのに、この国だけはそれを处罚をしているんですね。

これは、そういう人たちまだ祖国が理解して

いるからいいんですよ。日本の人たちが祖国が守つてくれないんですよ。世界じゅうが認めていっている権利を、日本人の人たちは、子供を連れ去られてしまま、國は守つてくれないです。おじいちゃん、おばあちゃん、守つてくれないです。

○山下法務大臣、そろそろ本格的な活動をしていただけませんか。私も、法務委員会でもつといろいろな質問をしたいんですよ。山下法務大臣、どうですか。

○山下法務大臣 子の連れ去りに関しては、これは、ハーグ条約は民事上の側面に関する条約ということでござります。それに我が国が加盟しているといふことでござります。それに更に進んで、刑事上の責任あるいは犯罪の成否についてどうするかといふことは、これは各国の対応によるんだろうと

いうふうに考えております。

そしてまた、アメリカ国務省の年次報告書についても御指摘がございましたけれども、この二〇一八年の報告書において、これは前年の二〇一七年の評価でございますが、ジャパン・ハズ・メード・メジャラブル・プログレスということで、子の連れ去りにつき重要な前進があつたということを認められておりとございます。

法務省としても、引き続き、アメリカあるいは各、大使館あるいはその他のチャンネルで、我が国の状況あるいはその法案の内容等を説明して、理解を得ていく努力をしていきたいと考えております。

○串田委員 今ずっと話しましたけれども、世界じゅうが守つてくれる法律をこの国は守つてくれないということ、焦燥感というのが、重大な事件をまた引き起こすんじゃないかと私は大変心配しているんです。

きょう、ハーグ条約の実施法の保護法益も聞くうと思いましてが、これはこれから法案もありますので、またそのときに質問したいと思います。

ありがとうございました。

○葉梨委員長 以上で串田誠一君の質疑は終了いたしました。

たしました。
次に、井出庸生君。

○井出委員 よろしくお願ひいたします。
きょう、まず簡単な方からいきたいと思いま

えました。
これは、とりあえずとかではなくて、本格的に刑事裁判記録の国立公文書館への移管の検討、その第一歩をしたい、そうお考えなのではないかなと、私は大変これを重く受けとめていて、これ全

部、昨年の国会答弁でやつていただけると、僕はもう感動して涙を流したと思うんですけども、大変いいインタビューだと思います。

それから、刑事参考記録のリストについても、将来の国民の利益に奉仕をしようとする研究者の要望に応えなければいけない、そういうことをおつしやつていて、法務省には早期に結論を出しつけてほしいと。

これは、上川大臣に本当に国会の答弁でやつていただきたかったと思うんですが、上川大臣の後任の山下大臣にこのことを国会答弁に残していたとき、積極的な答弁をお願いします。

この件について、上川前大臣はインタビューの中で、公文書は将来の国民も含めた共通の知的財産で健全な民主主義を支える基盤である、刑事裁判の記録も歴史的価値が非常に高い貴重な文書が含まれると。それから、重要な記録は百年先の国民がその判断を参考にしたり検証したりできるようにするべきだと。この百年先というのは、極めに重要な考え方であろうと思います。

上川さんは、さらに、大臣に就任後、この刑事裁判記録の一部を国立公文書館に移して活用できなかつたかとお話をされ、実際に、その記録の保管のあり方等についてさまざまな検討が行されました。そして、昨年九月、当時の上川法務大臣において、それまでの検討状況を踏まえ、刑事参考記録の国立公文書館への移管を試行すること及び刑事参考記録のリストを作成し開示することなどの方針を示したものでござります。

○山下法務大臣 昨年四月に、法務省内に公文書

管理、電子決裁推進に関するプロジェクトチームが立ち上げられて、刑事参考記録を含む刑事裁判記録の保管のあり方等についてさまざまな検討が行されました。そして、昨年九月、当時の上川法務大臣において、それまでの検討状況を踏まえ、刑事参考記録の国立公文書館への移管を試行すること及び刑事参考記録のリストを作成し開示することなどの方針を示したものでござります。

昨年九月に示された方向性につきまして、これは私も、当時、法務大臣政務官としてプロジェクトにおける検討にもかかわつてまいりましたが、ことなりの方針を示したものでござります。

昨年、上川さんが、その軍法会議以外の重要な

記録も移すべきだと考えたのはどうしてなのかと問われて、ここも非常に大事なんですが、個人の名

誉、プライバシーと、国立公文書館で保存する公

共性とを調和させる知恵があるのでないかと考えました。
これは、とりあえずとかではなくて、本格的に刑事裁判記録の国立公文書館への移管の検討、その第一歩をしたい、そうお考えなのではないかなと、私は大変これを重く受けとめていて、これ全

部、昨年の国会答弁でやつていただけると、僕は

もう感動して涙を流したと思うんですけども、

大変いいインタビューだと思います。

それとも、移管を実現するためには、相当古い

時期の刑事参考記録の内容を確認した上で、記録

の内容を公にした場合の事件関係者の名譽、プライ

イバシー等を害するおそれの有無やその程度等といった問題点の洗い出しを行うとともに、移管のプロセスについて関係機関と協議することが必要であり、また、事件関係者のプライバシーに配慮した事件の特定のあり方等についての検討を行うことも必要であるということで、まさに上川前大臣指摘の知恵が必要にされるんだろうということです、今、事務レベルでの作業を進めておるところだと思います。

私としても、速やかに課題についての検討を進め、刑事参考記録の移管の試行及びリストの作成を実現してまいりたいと考えております。今後も、上川前大臣の思いをしっかりと受け継いで取り組んでまいりたいと考えております。

○井出委員 上川前大臣は、今、試行的な移管というお話をありましたが、その後に、この試行的な移管を通じて課題を洗い出して、コンスタンートに移管が進むようガイドラインを示す必要があると。

これも大変すばらしい御発言であるなど。ぜひこのガイドラインというものを進めていただきたいと思いますが、一言だけお願ひいたします。

○山下国務大臣 今、事務方を中心とした検討を、どのような形の移管があるのかということで事務レベルの作業を進めているところでございまして、詳細については、必要であれば、刑事局長から答えさせます。

○葉梨委員長 何か詳細、説明は必要ですか。○井出委員 いえ、では詳細は後で聞きます。ありがとうございます。

そこで、刑事裁判は、今こうやって、公文書館への移管と、あともう一つは、刑事裁判記録という重要な文書のリストを公開しようという流れになつてきている。最高裁、民事の裁判記録が、東京地裁で特別保存されているものが十一件しかない、宙に浮いているものが二百七十件あつて今処理を保存してある記録については前回答弁をいただきま

ました。

この際、民事の方も、ちょっと各地裁に、少し時間がかかるともいいですから、今一体どれだけ時間がかかるともいいですが、ただ、先般も申し述べたとおり、実態をしっかりと把握した上で検討す

け、過去三年と言わずに、特別保存されている文書があるか、それをリストとして各地裁でつくつ

て、最高裁の方で把握をしておく。

書があるか、それをリストとして各地裁でつくつ

て、最高裁の方で把握をしておく。

私ども、速やかに課題についての検討を進め、刑事参考記録の移管というものは、毎年、例えれば昨年の七月末だったら、この記事にもあるんですけれども、七百二十二件、これは法務省は把握している。こういうことをぜひ最高裁にも、民

事の分野でも、リストづくり、特別保存記録の全

容の把握を進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○村田最高裁判所長官代理人 お答え申し上げます。

民事事件の記録につきまして、事件記録等保存規程九条二項の特別保存に付された場合には、各裁判所におきまして、事件ごとに特別保存記録等保証票といふものを作成しなければならないことになります。

この保存票は、司法行政文書に当たりまして、情報公開の対象になり得ますので、これとは別に一覧表のようなリストを重ねて作成し、また公開するというところまでの必要性は低いのかなどについております。

最高裁判所の把握という点では、特別保存に付した場合には最高裁判事務総局に報告をすることがありますので、その報告を受けて把握をしているというところをございます。

○井出委員 その報告の文書の保存期限が三年しかないから全容がわからないというのが現状だと思つてますね。ですから、この四百一十万五千七千人で割りますと、およそ年間に六万六千九百五十という数字が出てくるんですが、これは一年間に六万人から七万人の女性が異性から無理やり性交されたことがあると感じざるを得ない体験をされてているのではないかと。

この七・七、七・八というのは、繰り返しになりますが、三年ごとに調査をしても同じような数字が出てきています。この現実についてもやはり重く受けとめていただきたいと思いますが、この数字についての見解を伺つておきたいと思います。

それから、時間がないので、性犯罪の問題ですね。これも私、質問のたびに一問はするという決意を持って今国会に臨んでおりますので、聞いていくんですけど、時間の関係で。

前回の大蔵の答弁で、性犯罪被害、これを少なくするべきという点においては大臣も私と同じ思

いです。もうこれは駆逐に説法だと思います

が、性犯罪というのは、被害届の件数を減らせばいいといふものではないと思います。被害届が出

せない方というのもいらっしゃる。

一つ、きょうは数字を御紹介したいんですが、ことしの一月に日弁連で勉強会がありまして、医療の現場から見た性犯罪、性暴力被害者のための支援と課題、こういうタイトルで、大阪の、性暴力救援センター大阪、SACHICOの加藤さんという先生がお話をされていたんです。

大臣もよく御存じだと思いますが、内閣府の男女間における暴力に関する調査、これは三年ごとにやつてある調査で、異性から無理やり性交されたことがあるというのが七・八%いる。これは三年ごとに調査をしていて、この七・七、七・八というのはほぼ一定をしている。

これは、日本人が二〇一五年の十月の国勢調査で一億一千七百万人、そのうち女性が六千三百五十万人。この調査は成人対象ですので、未成年の一千二百万人を引いて、五千五百五十万人の成人女性、これに七・八%を当てはめると四百一十万七千人。調査対象は、六十歳以上が四割、この調査はいるんですね。ですから、この四百一十万七千を六十で割りますと、およそ年間に六万六千九百五十という数字が出てくるんですが、これは一年間に六万人から七万人の女性が異性から無理やり性交されたことがあると感じざるを得ない体験をされて

いるところで、そういうところでしっかりと把握して適切な対応を考えていきたいと考えております。

○井出委員 いじめ、体罰それから児童虐待、そういうふたものがいけない、そういうことがわかるにつれて相談件数があえてきている。

私は、相談件数があふれる、そういう事例があふれるということは、じゃ、警察は何やつてているんだ、児相は何やつてているんだ、防げていないじゃないですか、そういう話じやなくて、暗数が出てきているところで、そういうところで、そういうところでございます。

○山下国務大臣 ちょっと、計算上の数字について、若干、法務大臣としてコメントは差し控えさせていただきたいのですが、ただ、先般も申し述べたとおり、実態をしっかりと把握した上で検討すれば、過去三年と言わずに、特別保存されている文書があるか、それをリストとして各地裁でつくつて、最高裁判事務総局に報告をすることがありますので、その報告を受けて把握しているといふことについておきたいと思いますが、この数字についての見解を伺つておきたいと思います。

一部を改正する法律の附帯決議において、性犯罪被害が潜在化しやすいものであることが指摘されていますし、また、当省の法務省総合研究所において計四回実施した犯罪被害実態、これはいわゆる暗数調査でございますが、性的な被害には暗数が相当数あることがうかがわれているところです。

先般成立した、平成二十九年に成立した刑法の一部を改正する法律の附帯決議において、性犯罪被害が潜在化しやすいものであることが指摘されていますし、また、当省の法務省総合研究所において計四回実施した犯罪被害実態、これはいわゆる暗数調査でございますが、性的な被害には暗数が相当数あることがうかがわれているところです。

今後も、今、性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループにおいて性犯罪被害者からのヒアリング等を実施して、法総研においても、捜査機関への申告の有無等も含め、第五回の犯罪被害実態調査、これは暗数調査を今行つてゐるところで、そういうところで、そういうところでございます。

実態調査ワーキンググループにおいて性犯罪被害者からのヒアリング等を実施して、法総研においても、捜査機関への申告の有無等も含め、第五回の犯罪被害実態調査、これは暗数調査を今行つてゐるところで、そういうところで、そういうところでございます。

○井出委員 いじめ、体罰それから児童虐待、そういうふたものがいけない、そういうことがわかるにつれて相談件数があえてきている。

私は、相談件数があふれる、そういう事例があふれるということは、じゃ、警察は何やつてているんだ、児相は何やつてているんだ、防げていないじゃないですか、そういう話じやなくて、暗数が出てきているところで、そういうところで、そういうところでございます。

言お願いします。

○山下国務大臣 委員の御指摘も踏まえて、しっかりとかりと、声を上げられなかつた方々の声をできるだけ拾い上げていく、そういう努力をしてまいりたいと考えております。

○井出委員 ジヤ、指摘を踏まえていたいた答弁をもとに、また次回やりたいと思います。

○葉梨委員長 以上で井出庸生君の質疑は終了いたしました。

○葉梨委員長 次に、内閣提出、民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。山下法務大臣。

民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○山下国務大臣 民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、民事執行制度をめぐる最近の情勢に鑑み、債務者の財産状況の調査に関する制度の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正しようとするものであります。

この法律案は、まず、民事執行法の一部を改正することとしており、その要点は、次のとおりであります。

第一に、債務者の財産状況の調査に関する規定

を整備することとしております。

具体的には、財産開示手続の申立て権者の範囲を拡大し、手続違背に対する罰則を強化するとともに、債務者の有する不動産、給与債権、預貯金債権等に関する情報を債務者以外の第三者から取得する手続を新設することとしております。

第二に、不動産競売における暴力団員の買受け防止に関する規定を設けることとしております。

具体的には、最高価買受け申出人が暴力団員等であること等を不動産競売における売却不許可事由とし、執行裁判所が警察への調査の嘱託をした上で、この事由の有無を判断する手続等を新設することとしております。

第三に、国内の子の引渡しの強制執行に関する規定を整備することとしております。

具体的には、子の引渡しの強制執行は、執行裁判所が決定により執行官に子の引渡しを実施させることにより行うこととし、その申立ての要件や執行場所における執行官の権限等に関する規定を整備することとしております。

また、この法律案は、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正して、国際的な子の返還の強制執行について同内容のものに改めることとしております。

第六十五条の次に次の一条を加える。

〔暴力団員等に該当しないこと等の陳述〕

第六十五条の二 不動産の買受けの申出は、次

の各号のいずれにも該当しない旨を買受けの申出をしようとする者(その者に法定代理人がある場合にあつては当該法定代理人、その者が法人である場合にあつてはその代表者)が最高裁判所規則で定めるところにより陳述しなければ、することができない。

一 買受けの申出をしようとする者(その者が法人である場合にあつては、その役員)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員になくなつた日から五年を経過しない者(以下この日において「暴力団員等」という。)で

あること。

二 自己の計算において当該買受けの申出をさせようとする者(その者が法人である場合にあつては、その役員が暴力団員等であります。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十分散会

を改正する法律案

民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律

(民事執行法の一部改正)

第一条 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 財産開示手続(第百九十六条

「第四章 財産開示手続(第百九十六条

「第二百三条」)を 第二節 貸借の財産状況の調査

百九十六条(第二百三条)に、

「報取得手続 第二百四条 第二百十一条」

「第二百四条 第二百七条」を「第二百十二条

「第二百五十五条」に改める。

第一条中「財産の開示」を「財産状況の調査」に改める。

第六十五条の次に次の一条を加える。

〔暴力団員等に該当しないこと等の陳述〕

第六十五条の二 不動産の買受けの申出は、次

の各号のいずれにも該当しない旨を買受けの申出をしようとする者(その者に法定代理人がある場合にあつては当該法定代理人、その者が法人である場合にあつてはその代表者)が最高裁判所規則で定めるところにより陳述しなければ、することができない。

一 買受けの申出をしようとする者(その者が法人である場合にあつては、その役員)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員等」という。)又は暴力団員になくなつた日から五年を経過しない者(以下この日において「暴力団員等」という。)で

あること。

二 自己の計算において当該買受けの申出をさせようとする者(その者が法人である場合にあつては、その役員が暴力団員等であります。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十分散会

あること。

第六十八条の三の次に次の一条を加える。

(調査の嘱託)

第六十八条の四 執行裁判所は、最高価買受け申出人(その者が法人である場合にあつては、その役員等に該当するか否かについて、必要な調査を執行裁判所の所在地を管轄する都道府県警署に嘱託しなければならない。ただし、最

高価買受け申出人が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情があるものとして最高裁判所

規則で定める場合は、この限りでない。

二 執行裁判所は、自己の計算において最高価買受け申出人に買受けの申出をさせた者があると認める場合には、当該買受けの申出をさせた者(その者が法人である場合にあつては、その役員。以下この項において同じ。)が暴力

団員等に該当するか否かについて、必要な調査を執行裁判所の所在地を管轄する都道府県警署に嘱託しなければならない。ただし、買

受けの申出をさせた者が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情があるものとして最高裁判所規則で定める場合は、この限りでな

い。

第七十一条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

五 最高価買受け申出人又は自己の計算において最高価買受け申出人を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

イ 暴力団員等(買受けの申出がされた時に暴力団員等であった者を含む。)

ロ 法人でその役員のうちに暴力団員等に該当する者があつたものを含む。)

第九十三条の四第一項ただし書中「第百六十

七条の十四」を「第百六十七条の十四第一項」に改める。

第一百二十一條中「第五十五条第一項(第二号に係る部分に限る。)」を「第五十五条第一項(第二号に係る部分に限る。)」とし、「準用する」を「、それぞれ準用する」に改める。

第五条の二、第六十八条の四、第七十一条第五号を加え、「準用する」を「、それぞれ準用する」に改める。

第一百四十五条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 裁判所書記官は、差押命令を送達するに際し、債務者に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、第一百五十三条第一項又は第二項の規定による当該差押命令の取消しの申立てをすることができる旨その他最高裁判所規則で定める事項を教示しなければならない。

5 差押さえられた債権が第一百五十二条第一項各号に掲げる債務に係る債権である場合(差押債権者の債権に第五十条の二第一項各号に掲げる債務に係る金銭債権が含まれているときを除く。)においては、差押債権者が前項の規定により差押命令を取り消す旨の届出をしないときは、執行裁判所が前項の規定の適用については、同項中「確定しなければ」とあるのは、「確定し、かつ、債務者に対して差押命令が送達された日から四週間を経過するまでは、」とする。

6 第一項の規定により金銭債権を取り立てることがでできることがでできる旨その他の最高裁判所規則による届出をしないときは、執行裁判所は、債務者に対する執行異議の申立てを却下する裁判に對しては、執行抗告をすることができる。

7 差押債権者が第五項に規定する期間を経過する前に執行裁判所に第三項の支払を受けていない旨の届出をしたときは、第五項及び第六項の規定の適用については、第五項の規定による届出があつたものとみなす。

8 差押債権者が第五項に規定する期間を経過する前に執行裁判所に第三項の支払を受けていない旨の届出をしたときは、第五項及び第六項の規定による届出があつたものとみなす。

第一項各号に掲げる債務又は同条第二項に規定する債務である場合(差押債権者(数人あるときは、そのうち少なくとも一人以上の)の債権に係る金銭債権が含まれているときを除く。)には、債務者に対して差押命令が送達された日から四週間を経過するまでは、配当等を実施してはならない。

第一項各号に掲げる債務又は同条第二項に規定する債務である場合(差押債権者の債権に係る金銭債権が含まれているときを除く。)に第一項各号に掲げる債務又は同条第一項に規定する債務である場合(差押債権者の債権に係る金銭債権が含まれているときを除く。)における前項の規定の適用については、同項中「確定しなければ」とあるのは、「確定し、かつ、債務者に対して差押命令が送達された日から四週間を経過するまでは、」とする。

第一項各号に掲げる債務又は同条第一項に規定する債務である場合(差押債権者の債権に係る金銭債権が含まれているときを除く。)における前項の規定の適用については、同項中「確定しなければ」とあるのは、「確定し、かつ、債務者に対して差押命令が送達された日から四週間を経過するまでは、」とする。

1 第一百五十五条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 差押さえられた金銭債権が第一百五十二条第一項各号に掲げる債務又は同条第二項に規定する債務である場合(差押債権者の債権に係る金銭債権が含まれているときを除く。)における前項の規定の適用については、同項中「確定しなければ」とあるのは、「確定し、かつ、債務者に対して差押命令が送達された日から四週間を経過するまでは、」とする。

3 差押さえられた債権が第一百五十二条第一項各号に掲げる債務又は同条第二項に規定する債務である場合(差押債権者(数人あるときは、そのうち少なくとも一人以上の)の債権に係る金銭債権が含まれているときを除く。)には、債務者に対して差押命令が送達された日から四週間を経過するまでは、配当等を実施してはならない。

4 第一百六十七条の五第二項中「から第四項まで及び第八項並びに」に、「及び第一百五十五条第一項を、」に改め、「それと」の下に、「第一百五十五条第一項並びに第百五十六条第一項に改め、「それがとき」との下に、「第一百五十五条第七項中「決定」とあるのは「裁判所書記官の処分」とを加え、同条に次の二項を加える。

5 第一百六十七条の五第六項から第八項までの規定は、前項において読み替えて準用する第一百五十五条第六項の規定による裁判所書記官の処分がされた場合について準用する。

	<p>「(第四項を除く。)」を加え、「第二項」を「第三項」に改める。</p> <p>第一百七十五条から第百七十九条までを削り、第二章第三節中第百七十四条を第百七十七条规定し、同条の次に次のように加える。</p> <p>第一百七八条及び第一百七十九条 削除</p> <p>第一百七十三条の次に次の三条を加える。</p> <p>(子の引渡しの強制執行)</p> <p>第一百七十四条 子の引渡しの強制執行は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行う。</p> <p>一 執行裁判所が決定により執行官に子の引渡しを実施させる方法</p> <p>二 第百七十二条第一項に規定する方法</p> <p>三 前項第一号に掲げる方法による強制執行の申立ては、次の各号のいずれかに該当するときでなければすることができない。</p>
--	--

	<p>二 第百七十二条第一項の規定による決定が確定した日から二週間を経過したとき(当該決定において定められた債務を履行すべき一定の期間の経過がこれより後である場合にあつては、その期間を経過したとき)。</p> <p>三 前項第一号に掲げる方法による強制執行を実施しても、債務者が子の監護を解く見込みがあるとは認められないとき。</p> <p>三 子の急迫の危険を防止するため直ちに強制執行をする必要があるとき。</p> <p>三 執行裁判所は、第一項第一号の規定による決定をする場合には、債務者を審尋しなければならない。ただし、子に急迫した危険があるときは、この限りでない。</p> <p>4 執行裁判所は、第一項第一号の規定による決定において、執行官に対し、債務者による子の監護を解くために必要な行為をするとき。</p> <p>5 第百七十二条第二項の規定は第一項第一号の執行裁判所について、同条第四項の規定は同号の規定による決定をする場合について、</p>
--	--

	<p>6 第二項の強制執行の申立て又は前項において準用する第百七十一条第四項の申立てについての裁判に対しても、執行抗告をすることができる。</p> <p>(執行官の権限等)</p> <p>第一百七十五条 執行官は、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、債務者に對し説得を行うほか、債務者の住居その他債務者の占有する場所において、次に掲げる行為をすることができる。</p> <p>一 その場所に立ち入り、子を捜索することと。この場合において、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすること。</p> <p>二 債権者若しくはその代理人と子を面会させ、又は債務者若しくはその代理人と債務者を面会させること。</p> <p>三 その場所に債権者又はその代理人を立ち入らせること。</p> <p>2 執行官は、子の心身に及ぼす影響、当該場所及びその周囲の状況その他事情を考慮して相当と認めるときは、前項に規定する場所においても、債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができる旨の決定をすることができる。</p> <p>7 執行裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。</p> <p>8 執行官は、第六条第一項の規定にかかわらず、子に対して威力を用いることはできない。子以外の者に對して威力を用いることが子の心身に有害な影響を及ぼすおそれがある場合においては、当該子以外の者についても、同様とする。</p> <p>9 執行官は、第一項又は第二項の規定による債務者による子の監護を解くために必要な行為をする際に、債務者又はその代理人に対し、必要な指示をることができる。</p> <p>(執行裁判所及び執行官の責務)</p> <p>第一百七十六条 執行裁判所及び執行官は、第一百七十四条第一項第一号に掲げる方法による子の引渡しの強制執行の手續において子の引渡しを実現するに當たつては、子の年齢及び発達の程度その他の事情を踏まえ、できる限り、当該強制執行が子の心身に有害な影響を及ぼさないように配慮しなければならない。</p> <p>第四章の章名を次のように改める。</p> <p>第四章 第四章 債務者の財産状況の調査</p>
--	---

	<p>5 第一百九十九条第七項において準用する民事訴訟法第二百一条第一項の規定により財産開示期日において宣誓した開示義務者である。</p> <p>第一節 財産開示手続</p> <p>第一百九十六条规定中「この章」を「この節」に改め、</p> <p>二 第二百十条の規定に違反して、同条の情報と同条に規定する目的以外の目的のために利用し、又は提供した者も、前項と同様とする。</p> <p>三 第二百六条中第一項を削り、第二項を第一項とし、同条に次の一項を加える。</p> <p>二 第二百六条を第二百四条とする。</p> <p>三 第二百五条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。</p> <p>三 第六十五条の二(第二百八十八条(第二百九十九条)の規定によりその例によることとされる場合を含む)において準用する場合を含む。の規定により陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者</p> <p>五 執行裁判所の呼出しを受けた財産開示期日において、正当な理由なく、出頭せず、又は宣誓を拒んだ開示義務者</p> <p>六 第二百五条第一項に次の二号を加える。</p> <p>五 執行裁判所の呼出しを受けた財産開示期日において、正当な理由なく、出頭せず、又は宣誓を拒んだ開示義務者</p>
--	--

あつて、正当な理由なく第百九十九条第一項から第四項までの規定により陳述すべき事項について陳述をせず、又は虚偽の陳述をしたもの

第二百五条を第二百十三条规定とし、第二百四条

を第二百十二条とする。

第四章に次の二節を加える。

第二節 第三者からの情報取得手続

(管轄)

判所として管轄する。

(債務者の不動産に係る情報の取得)

第二百五条 執行裁判所は、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める者に申立てにより、法務省令で定める登記所に対し、債務者が所有権の登記名義人である土地又は建物その他これらに準ずるものとして法務省令で定めるものに対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるものに準ずるものに準ずる旨を命じなければならない。ただし、第一号に掲げる場合において、同号に規定する執行力

のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでない。

一 第百九十七条第一項各号のいずれかに該当する場合

債務者の財産について一般の先取特権を有する

二 第百九十七条第二項各号のいずれかに該当する場合

債務者の財産について一般的な先取特権を有する

3 第一項の申立てを認容する決定がされたときは、当該決定(同項第一号に掲げる場合にあつては、当該決定及び同号に規定する文書の写し)を債務者に送達しなければならない。

4 第一項の申立てを認容する決定は、確定しなければその効力を生じない。

(債務者の給与債権に係る情報の取得)

第一百六条 執行裁判所は、第一百九十七条第一項各号のいずれかに該当するときは、第一百五十五条

の二第一項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者の申立てにより、次の各号に掲げる者であつて最高裁判所規則で定めるところにより当該債権者が選択したものに対し、それぞれ当該各号に定める事項について情報の提供をすべき旨を命じなければならない。

5 第一項の申立てを認容する決定は、確定しなければその効力を生じない。

(債務者の給与債権に係る情報の取得)

第一百六条 執行裁判所は、第一百九十七条第一項各号のいずれかに該当するときは、第一百五十五条

法律第二百二十六号(第三百十七条の二第一項ただし書に規定する給与に係る債権に対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必

要となる事項として最高裁判所規則で定めるもの(当該市町村が債務者の市町村民税(特別区民税を含む)に係る事務に関する限り)については、

債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、この普通裁判籍がないときはこの

節の規定により情報の提供を命じられるべき者の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁

判所として管轄する。

二 日本国金機構、國家公務員共済組合、國家

公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会又は日本

私立学校振興・共済事業団

要となる事項として最高裁判所規則で定めるもの(当該市町村が債務者の市町村民税(特別区民税を含む)に係る事務に関する限り)については、

債務者(厚生年金保険の被保険者であるものに限る。以下この号において同じ)が支払を受けた厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百五号)第三条第一項第三号に規定する報酬又は同

項第四号に規定する賞与に係る債権に対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要な事項として最高裁判所規則で定めるもの(情報の提供を命じられた者が債務者の厚生年金保険に係る事務に関する限り得たものに限る)。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の申立て及び当該申立てについての裁判について準用する。

(債務者の預貯金債権等に係る情報の取得)

第二百七条 執行裁判所は、第一百九十七条第一項各号のいずれかに該当するときは、執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者の申立てにより、次の各号に掲げる者であつて最高裁判所規則で定めるところにより当該債権者が選択したものに対し、それぞれ当該各号に定める事項について情報の提供をすべき旨を命じなければならない。ただし、当該執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでない。

一 銀行等(銀行、信用金庫、信用金庫連合、債権者の当該銀行等に対する預貯金債権(民法第四百六十六条の五第一項に規定する預貯金債権をいう。)に対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要な事項として最高裁判所規則で定めるもの

二 信託金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫又は独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構をいう。以下この号において同じ。)

三 振替機関等(社債、株式等の振替に関する法律第二条第五項に規定する振替機関等をいいう。以下この号において同じ。)

債務者の有する振替社債等(同法第二百七十九条に規定する振替社債等であつて、当該振替機関等の備える振替口座簿における債務者の口座に記載され、又は記録されたものに限る。)に関する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要な事項として最高裁判所規則で定めるもの(当該市町村が債務者の市町村民税(特別区民税を含む)に係る事務に関する限り)については、

債務者(厚生年金保険の被保険者であるものに限る)に係る事務に関する限り得たものに

一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者の申立てにより、前項各号に掲げる者であつて最高裁判所規則で定めるところにより当該債権者が選択したものに対し、それぞれ当該各号に定める事項について情報の提供をすべき旨を命じなければならぬ。

3 前二項の申立てを却下する裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

(情報の提供の方法等)

第二百八条 第二百五条第一項、第二百六条第一項又は前条第一項若しくは第二項の申立て

を認容する決定により命じられた情報の提供は、執行裁判所に対し、書面でしなければならない。

2 前項の情報の提供がされたときは、執行裁判所は、最高裁判所規則で定めるところにより、申立人に同項の書面の写しを送付し、かつ、債務者に対し、同項に規定する決定に基づいてその財産に関する情報の提供がされた旨を通知しなければならない。

(第三者からの情報取得手続に係る事件の記録の閲覧等の制限)

第二百九条 第二百五条又は第二百七条の規定による第三者からの情報取得手続に係る事件の記録中前条第一項の情報の提供に関する部分についての第十七条の規定による請求は、次に掲げる者に限り、することができる。

一 申立人
二 債務者
三 債務者に対する強制執行及び担保権の実行の規定による債務名義の正本を有する債権者
四 債務者

2 第二百六条の規定による第三者からの情報取得手続に係る事件の記録中前条第一項の情報の提供に関する部分についての第十七条の規定による請求は、次に掲げる者に限り、することができる。

一 申立人
二 債務者
三 債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者

ことができる。

一 申立人

二 債務者に対する第二百五十五条の二第一項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生

命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者

行と間接強制との関係)」に改め、同条中「民事執行法第二百七十二条第一項の規定による決定が確定した日から二週間を経過した後(当該決定において定められた債務を履行すべき一定の期間の経過がこれより後である場合は、その期間を経過した後)」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同条に次の各号を加える。

一 民事執行法第二百七十二条第一項の規定による決定が確定した日から二週間を経過したとき(当該決定において定められた債務を履行すべき一定の期間の経過がこれより後である場合にあっては、その期間を経過したとき)

二 民事執行法第二百七十二条第一項に規定する方法による強制執行を実施しても、債務者が常居所地国に子を返還する見込みがあるとは認められないとき。

三 子の急迫の危険を防止するため直ちに子の返還の代替執行をする必要があるとき。

第四百三十八条に次の一項を加える。
二 執行裁判所は、民事執行法第二百七十二条第三項の規定にかかるわらず、子に急迫した危険があるときその他の審尋をすることにより強制執行の目的を達成することができない事情があるときは、債務者を審尋しないで第二百三十四条第一項の決定をすることができる。

第二百四十条の見出しを「(執行官の権限等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

二 執行裁判所は、民事執行法第二百七十五条(第八項を除く。)の規定は第三者からの情報があるときその他の審尋をすることにより強制執行の目的を達成することができない事情があるときは、債務者を審尋しないで第二百三十四条第一項の見出しを「(執行官の権限等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

二 債務者に対する金銭債権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者

三 債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者

(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部改正)

第二条 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(平成二十五年法律第百四十八号)の一部を次のように改正する。

第二百三十六条の見出しを「(子の返還の代替執

う。以下同じ。)、債権者若しくは同法第二百四十二条第一項において準用する第六項に規定する代理人と子」と、「又は債権者若しくはその代理人」とあるのは「又は返還実施者、債権者若しくは同項に規定する代理人」と、同項第三号及び同条第九項中「債権者又はその代理人」とあるのは「返還実施者、債権者又は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第二百四十条第一項において準用する第六項に規定する代理人」と読み替えるものとする。

第二百四十二条第二項及び第三項を削り、同条第二項とし、同条中第五項を第三項とし、第六項を削る。

第二百四十二条の見出しを「(返還実施者の権限等)」に改め、同条に次の一項を加える。

三 前条第一項において準用する民事執行法第二百七十五条第一項に改め、同項を同条第二項とし、同条中第五項を第三項とし、第六項を削る。

第二百七十六条の規定は、返還実施者について準用する。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十条の規定 公布の日
二 附則第十六条中民事再生法(平成十一年法律第二百二十五条)第二百九十八条第一項の改正規定 民法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十四号)の施行の日
三 附則第九条の規定 この法律の施行の日

(以下「施行日」という。)又は前号に定める日のいずれか遅い日

(売却の手続に関する経過措置)
第二条 第一条の規定による改正後の民事執行法(以下「新民事執行法」という。)第六十五条の二及び第六十八条の四(これらを準用し、又はそ

の例による場合を含む。)の規定は、施行日前に裁判所書記官が売却を実施させる旨の処分をした場合における当該処分に係る売却の手続については、適用しない。

2 施行日前に裁判所書記官が売却を実施させる旨の処分をした場合における売却不許可事由について

施行日前に裁判所書記官が売却を実施させる旨の処分をした場合における売却不許可事由については、新民事執行法第七十一条(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定にかかるわらず、なお従前の例による。(差押債権者の金銭債権の取立て等に関する経過措置)

3 第三条 施行日前に申し立てられた民事執行の事件に係る金銭債権を差し押された債権者がその債権を取り立てることができるようになるための期間については、新民事執行法第一百五十五条第二項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

2 第二条 施行日前に第一条の規定による改正前の民事執行法第一百五十五条第一項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定により差押債権者が金銭債権を取り立てることができるこ

ととなつた場合における新民事執行法第一百五十五条第五項から第八項まで(これらを準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、同条第五項中「第一項の規定により金銭債権を取り立てることができる」となつた日(とあるのは「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」の一部を改正する法律(平成三十一年法律第二号)。以下「平成三十一年改正法」という。)の施行の日(同日以後に)と、同条第六項中「第一項の規定により金銭債権を取り立てができる」となつた日(とあるのは「平成三十一年改正法の施行の日」とする。

3 第二条 施行日前に申し立てられた民事執行の事件に係る新民事執行法第一百五十九条第一項又は第六十一条第一項(これらを準用し、又はその例

による場合を含む。)の規定による決定の効力については、新民事執行法第一百五十九条第六項及び第一百六十一条第五項(これらを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定にかかるわらず、適用しない。

施行日前に申し立てられた民事執行の事件に係る配当又は弁済金の交付を実施すべき時期については、新民事執行法第一百六十六条第三項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

4 第四条 (子の引渡しの強制執行に関する経過措置)

新民事執行法第一百七十四条から第百七十六条までの規定は、施行日前に申し立てられた子の引渡しを目的とする請求権についての強制執行の事件については、適用しない。

(第三者からの情報取得手続に関する経過措置)

新民事執行法第二百五条の規定は、この法律の公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、適用しない。

(調整規定)

第六条 施行日が附則第一条第二号に定める日前となる場合には、同日の前日までの間ににおける

新民事執行法第二百七条第一項の規定の適用につきは、同項第一号中「民法第四百六十六条の五第一項に規定する預貯金債権」とあるのは、「預金口座又は貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権」とする。

(罰則に関する経過措置)

第七条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部改正による経過措置)

施行日前に申し立てられた子の返還の強制執行の事件については、第二条の規定による改正後の国際的な子の奪取の民事上の側面に関する法律(平成三十六年法律第二百三十六条、第

百三十八条第二項、第一百四十条及び第一百四十一項)による場合を含む。)の規定による決定の効力については、新民事執行法第一百五十九条第六項及び第一百六十一条第五項(これらを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第一百四十八条第一項第四号中「財産開示手続」の下に又は同法第二百四条に規定する第三者からの情報取得手続を加える。

第十条 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第二十条の七第二項中「第一百六十七条の十四」を「第一百六十七条の十四第一項」に改め、「第一百五十六条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「第二十条の六第一項」を(昭和三十一年法律第九十四号)第二十条の六第一項に改める。

第十三条 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第二十条の六第一項中「又は第二項」を加え、「第二十条の六第一項」を(昭和三十一年法律第九十四号)第二十条の六第一項に改める。

第十四条 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第二十条の六第一項中「又は第二項」を加え、「第二十条の六第一項」を(昭和三十一年法律第九十四号)第二十条の六第一項に改める。

第十五条 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第二十条の六第一項中「又は第二項」を加え、「第二十条の六第一項」を(昭和三十一年法律第九十四号)第二十条の六第一項に改める。

第十六条 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第二十条の六第一項中「又は第二項」を加え、「第二十条の六第一項」を(昭和三十一年法律第九十四号)第二十条の六第一項に改める。

第十七条 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第二十条の六第一項中「又は第二項」を(昭和三十一年法律第九十四号)第二十条の六第一項に改める。

第十八条 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第二十条の六第一項中「又は第二項」を(昭和三十一年法律第九十四号)第二十条の六第一項に改める。

第十九条 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第二十条の六第一項中「又は第二項」を(昭和三十一年法律第九十四号)第二十条の六第一項に改める。

第二十条 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第二十条の六第一項中「又は第二項」を(昭和三十一年法律第九十四号)第二十条の六第一項に改める。

第二十一条 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第二十条の六第一項中「又は第二項」を(昭和三十一年法律第九十四号)第二十条の六第一項に改める。

第二十二条 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第二十条の六第一項中「又は第二項」を(昭和三十一年法律第九十四号)第二十条の六第一項に改める。

五項)に、「あるのは「最低競売価額」と、同法第六十条第二項中「執行裁判所」とあるのは「管財人」と、同項及び同法第七十一条第六号中「売却基準価額」とあるのは「最低競売価額」と、「を」を並びに」に、「同法第六十五条」とあり、並びに「同法第六十五条を「同法第五十九条第五項中「不動産」とあるのは「会社の総財産又は財産」と、同法第六十条第二項中「執行裁判所」とあり、並びに同法第六十五条に改め、「執行官」とあるのは「管財人」と、「の下に」同法第六十三条第一項中「差押債権者」最初の強制競売の開始決定に係る差押債権者をいう。ただし、第四十七条第六項の規定により手続を続行する旨の裁判があつたときは、その裁判を受けた差押債権者をいう」とあるのは「実行の申立てをした債権者(実行手続の開始の決定に係るもの)をいう」と、同項第一号並びに同条第二項及び第三項中「差押債権者」とあり、並びに「債権者」との下に「、同法第六十三条第一項及び第二項、第六十五条の二、第六十六条、第七十条並びに第七十一条第二号及び第三号並びに同法第七十五条の見出し及び同条第一項中「不動産」とあるのは「会社の総財産」と、同法第六十三条第二項、第七十五条第一項、第七十六条、第七十七条第一項及び第七十八条第一項中「買受人」とあるのは「競落人」と、同法第六十五条(見出しを含む。)及び第七十七条第八号中「売却の」とあるのは「競売の」と、同法第六十七条、第七十二条第二項、第七十四条第二項、第七十五条第一項及び第七十八条第一項及び第四項並びに第八十条第一項中「売却許可決定」とあるのは「競落許可決定」と、同法第六十七条中「売却を」とあるのは「競落」と、同法第六十九条(見出しを含む。)及び第七十二条第一項及び第七十三条第一項中「売却決定」とあるのは「競落期日」と、同法第六十九条、第七十条(見出しを含む。)及び第七十二条第六号、同法第七十四条の見出し並びに同条第一項、第三項及び第五項、

平成三十一年四月二十三日印刷

平成三十一年四月二十四日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

U